

飛翔

人事委員会年報
令和元年度

佐賀県人事委員会



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/web/jinjiiin/jinji-iiin.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp

目 次

全 般 事 項

組織の概要

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 人事委員会の設置 | 1 |
| 2 | 人事委員会の事務 | 1 |
| 3 | 人事委員会委員 | 1 |
| 4 | 事務局の組織 | 2 |
| 5 | 事務局の分掌事務 | 2 |
| 6 | 事務局の職員 | 3 |
| 7 | 令和元年度予算 | 3 |

会議の概要

| | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 開催状況 | 4 |
| 2 | 条例案に対する意見 | 1 2 |
| 3 | 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正 | 1 2 |

業 務 の 執 行

公平審査事務

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 職員の分限処分及び懲戒処分 | 1 4 |
| 2 | 勤務条件に関する措置要求 | 1 4 |
| | (1) 措置要求の処理状況 | 1 4 |
| | (2) 令和元年度の処理結果 | 1 4 |
| 3 | 不利益処分についての審査請求 | 1 4 |
| | (1) 審査請求の処理状況(再審査請求を除く) | 1 4 |
| | (2) 令和元年度審査の結果 | 1 5 |
| 4 | 苦情相談の状況 | 1 5 |
| | (1) 苦情相談の内容別件数 | 1 5 |
| | (2) 苦情相談の処理区分 | 1 5 |
| 5 | 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て | 1 5 |
| 6 | 退職手当の支給制限等の処分についての意見 | 1 5 |
| 7 | 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況 | 1 6 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 | 1 6 |
| | (2) 告示の制定又は改正等 | 1 6 |

職員団体事務

| | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況 | 1 7 |
| 2 | 管理職員等の範囲一覧表 | 1 8 |
| 3 | 職員団体の登録 | 2 0 |
| 4 | 法人格付与法に基づく申請及び変更届 | 2 0 |

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| 任用事務 | |
| 1 | 採用試験 2 1 |
| | (1) 令和元年度採用試験の概要 2 1 |
| | (2) 令和元年度採用試験の実施状況 2 4 |
| | (3) 採用試験の過去の実施状況 2 5 |
| | (4) 受験者数の推移 2 7 |
| 2 | 採用選考 2 8 |
| 3 | 昇任選考 3 0 |
| 4 | 転任協議 3 0 |
| 5 | 公益的法人等への職員派遣 3 0 |
| | (1) 在職派遣の状況 3 0 |
| | (2) 退職派遣の状況 3 0 |
| 6 | 任期付職員採用 3 0 |
| 7 | 任用関係規則の改正状況 3 1 |
| 給与事務 | |
| 1 | 職員の給与等に関する報告(給与について) 3 3 |
| | (1) 職員の給与等 3 3 |
| | (2) 職員の給与と民間給与との比較 3 3 |
| | (3) 職員と国家公務員との比較 3 4 |
| | (4) 教育職員の給与 3 4 |
| | (5) 給与の改定 3 4 |
| | (6) 給与制度における今後の課題 3 5 |
| | (7) 給与勧告実施の要請 3 6 |
| 2 | 職員の給与等に関する報告(公務運営について) 4 0 |
| | (1) 多彩で優秀な人材の確保・育成 4 0 |
| | (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進 4 3 |
| | (3) 勤務環境の整備 4 3 |
| | (4) 高齢層職員の能力及び経験の活用 4 9 |
| | (5) 服務規律の確保 5 0 |
| 3 | 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等 5 1 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 5 1 |
| | (2) 運用通知の制定又は改正等 5 4 |
| 4 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認 5 6 |
| 職員の勤務条件関係事務 | |
| 1 | 労働基準監督機関としての職権行使 5 7 |
| | (1) 事業場の区分 5 7 |
| | (2) 労働基準監督機関の職権行使 5 8 |
| | (3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査 5 9 |
| | (4) 労働基準法等事業所実態調査の実施 5 9 |

| | | |
|---|-------------------------|-----|
| 2 | 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況 | 6 0 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 | 6 0 |
| | (2) 告示の制定又は改正等 | 6 0 |
| | (3) 運用通知の制定又は改正等 | 6 0 |
| 3 | 職員の退職管理に関する規則等の改正状況 | 6 1 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 | 6 1 |
| | (2) 運用通知の制定又は改正等 | 6 1 |
| | (3) 再就職者による依頼等の届出 | 6 1 |

公平委員会の受託事務関係

| | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 受託団体 | 6 2 |
| 2 | 勤務条件に関する措置要求 | 6 2 |
| | (1) 措置要求の処理状況 | 6 2 |
| | (2) 令和元年度処理の結果 | 6 2 |
| 3 | 不利益処分についての審査請求 | 6 2 |
| 4 | 苦情相談の状況 | 6 2 |
| | (1) 苦情相談の内容別件数 | 6 2 |
| | (2) 苦情相談の処理区分 | 6 3 |
| 5 | 職員団体事務 | 6 3 |
| | (1) 管理職員等の範囲 | 6 3 |
| | (2) 職員団体の登録 | 6 4 |

< 全般 >

組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

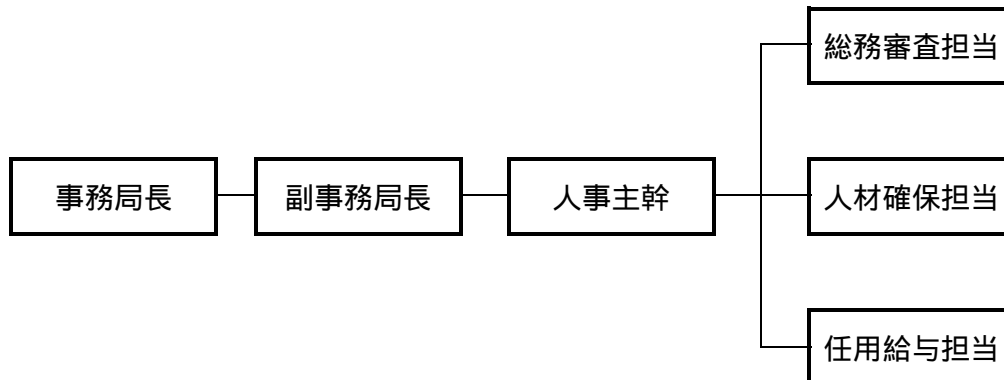
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(令和2年3月31日現在)

| 職名 | 氏名 | 任期 | 職業 | 備考 |
|--------------|--------|--------------------|-------------|--|
| 委員長 (非常勤) | 中野 哲太郎 | R1.8.3 ~ R5.8.2 | 元県本部長 | H29.4.1 委員就任 H29.4.7 委員長就任 R1.8.3 委員再任 R1.8.5 委員長再任 |
| 委員 (非常勤) | 松尾 弘志 | R1.8.3 ~ R5.8.2 | 弁護士 | H23.8.3 委員就任 H27.8.3 委員再任 R1.8.3 委員再任 |
| 委員 (非常勤) | 内田 信子 | H30.3.30 ~ R4.3.29 | 学校法人 理事長 | H30.3.30 委員就任 |

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

| 担当名 | 分 掌 事 務 |
|--------|---|
| 総務審査担当 | 1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守並びに文書の收受、発送及び保管に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査請求に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 職員の退職管理に関する事。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 13 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 14 他担当の所掌に属しない事務に関する事。 |
| 人材確保担当 | 1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験及び選考に関する事。 |
| 任用給与担当 | 1 職員の任用に関する事。 2 職員の臨時的任用に関する事。 3 職員の定年等に関する事。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関する事。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 7 職員の給与その他給与に関する事。 8 職員に対する給与の支払監理に関する事。 |

6 事務局の職員

(平成31年4月1日現在)

| 担当名及び職名 | | 氏 名 | 発 令 年 月 日 |
|-----------|-------|-----------|---------------|
| 事 務 局 長 | | 稲 富 正 人 | H 3 1 . 4 . 1 |
| 副 事 務 局 長 | | 角 田 善 孝 | H 3 0 . 4 . 1 |
| 人 事 主 幹 | | 古 沢 博 文 | H 2 9 . 4 . 1 |
| 総務審査担当 | 係 長 | 鶴 澤 直 子 | H 3 1 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 森 恵 美 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 安 心 院 哲 郎 | H 3 1 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 山 口 直 起 | H 3 1 . 4 . 1 |
| | 非常勤職員 | 北 川 弘 美 | H 2 9 . 4 . 1 |
| 人材確保担当 | 係 長 | 安 田 和 樹 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 副 主 査 | 平 井 弥 加 | H 2 8 . 4 . 1 |
| | 副 主 査 | 武 次 俊 平 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 田 中 千 絵 | H 3 1 . 4 . 1 |
| 任用給与担当 | 係 長 | 江 口 里 司 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 副 主 査 | 宮 後 巧 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 香 田 康 典 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 吉 田 碧 | H 3 1 . 4 . 1 |

7 令和元年度予算

(単位：千円)

| 区 分 | | 当初予算 | 補正予算 | 最終予算 | 予算額の費目別内訳 |
|-----|------------------|---------|-------|---------|---|
| 歳入 | 警察官採用共同試験実施収入 | 182 | 73 | 255 | 雑 入 687 (財源充当) |
| | ” (警務課財源充当分) | | | (577) | |
| | 市町村等公平委員会受託事務収入 | 475 | 43 | 432 | |
| | 合 計 | 657 | 30 | 687 | |
| 歳出 | 委員報酬 | 6,528 | | 6,528 | 報 酬 6,528 |
| | 職員給与費 | 102,691 | 2,935 | 105,626 | 給 料 55,297 |
| | 人 件 費 小 計 | 109,219 | 2,935 | 112,154 | 職員手当等 32,234 共 済 費 18,095 |
| | 委員活動費 | 909 | 167 | 742 | 報 酬 2,085 |
| | 事務局一般運営費 | 4,507 | | 4,507 | 職員手当等 1,224 |
| | 任用関係事務費 | 21,488 | 244 | 21,244 | 共 済 費 343 |
| | 給与調査研究費 | 1,017 | 410 | 607 | 報 償 費 328 |
| | 公平審査費 | 367 | 105 | 262 | 旅 費 4,646 |
| | 労働基準監督等事務費 | 206 | 173 | 33 | 交 際 費 10 |
| | 市町村等公平委員会受託事務処理費 | 475 | 43 | 432 | 需 用 費 3,943 |
| | 会議開催費 | 152 | 42 | 110 | 役 務 費 302 |
| | 事 業 費 小 計 | 29,121 | 1,184 | 27,937 | 委 託 料 6,975 使 賃 料 4,271 負 担 金 3,810 |
| | 合 計 | 138,340 | 1,751 | 140,091 | |

会議の概要

1 開催状況

令和元年度における人事委員会の会議は定例会 2 4 回、臨時会 2 回、計 2 6 回であり、その開催状況は次表のとおりである。

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|----------------------|--|
| H31. 4. 5 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成30年地方公務員給与実態調査結果等の概要について</p> <p>2 特定任期付職員業績手当支給に係る判断結果について</p> <p>3 平成30年度苦情相談の状況について</p> <p>4 有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について</p> <p>5 懲戒処分について</p> <p>6 平成31年公委(措)第1号事案に係る資料等について</p> <p>7 平成31年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠・教育行政特別枠〕の申込状況について</p> |
| H31. 4. 19 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について</p> <p>(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(3) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>(4) 級別職務区分表の一部改正について</p> <p>2 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求に対する裁決について</p> <p>3 平成31年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>3 平成30年度佐賀県職員採用試験における任命権者(教育委員会、警察本部)の選択結果について</p> <p>4 懲戒処分について</p> <p>5 平成31年公委(措)第1号事案について</p> <p>6 平成31年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠・教育行政特別枠〕の採用予定者数の変更について</p> |
| R 1 . 5. 10 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 平成31年公委(措)第1号事案について</p> <p>2 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成30年度合同就職説明会の参加状況について</p> |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|---------------------|---|
| R 1 . 5.21 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 2 警務作業手当の運用についての一部改正について 3 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第2項第3号の規定に基づく承認について 4 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県職員採用試験に係る検討状況について |
| R 1 . 6.10 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について 乙第40号議案 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案) 2 佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部改正について 3 令和元年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施要綱について 4 令和元年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔民間企業等職務経験者〕の実施要綱について 5 民間企業等職務経験者採用試験に基づき職員となった者の職務の級及び号給の決定等について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度佐賀県職員採用試験における任命権者(知事部局)の選択結果について 2 令和元年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について 3 懲戒処分について 4 解雇予告除外認定について 5 平成31年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について |
| R 1 . 6.26 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の完了について 2 令和元年度佐賀県警察官B採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について 3 令和元年度労働基準法等事業所実態調査の実施について |
| R 1 . 7.10 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成31年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠・教育行政特別枠〕の最終合格者の決定について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成31年度佐賀県警察官A特別採用試験の実施結果について |
| R 1 . 7.23 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|-------------------------|--|
| R 1 . 8 . 5 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選挙について 2 委員長職務代理者の指定について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について 2 2019人事委員会勧告に向けた要求書について 3 職務・職責と給与のより適切な対応関係の構築に向けての検討状況について |
| R 1 . 8 . 22 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について 2 令和元年度佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施要綱について 3 佐賀県個人情報保護条例第 2 0 条第 1 項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（人事委員会告示）の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事院の給与勧告等について 2 職員の給与等に関する報告資料（2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査）の概要について 3 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 4 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題について 5 令和元年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の申込状況について 6 令和元年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第 2 回）（第 1 次選考）の実施要綱について 7 平成 3 1 年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について 8 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について |
| R 1 . 9 . 13 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について <ul style="list-style-type: none"> 乙第62号議案 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（案） 乙第63号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（案） 乙第64号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案） 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について 3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 4 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について 2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について 3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について（高教組） 4 令和元年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の申込状況について 5 令和元年度佐賀県警察官 A 採用試験の実施結果について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------------|---|
| R 1 . 9 . 27 (定例会) | (議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 2 0 条第 3 項の規定に基づく承認について (報告事項) 1 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について (県職労・佐教組) |
| R 1 . 10 . 3 (定例会) | (議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員団体との事前会見について (県職労・佐教組) 2 令和元年度佐賀県任期付職員採用試験 (高等学校卒業程度) の申込状況について 3 解雇予告除外認定について |
| R 1 . 10 . 8 (臨時会) | (議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 懲戒処分について |
| R 1 . 10 . 28 (定例会) | (報告事項) 1 職員団体との勧告当日会見について 2 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 3 令和元年度佐賀県職員採用試験における任命権者 (警察本部長) の選択結果について (警察官 A 特別) 4 懲戒処分について |
| R 1 . 11 . 13 (定例会) | (議事事項) 1 昇給に係る評価期間等の承認について 2 復職時等における号給の調整に係る算定期間の特例について 3 職員の採用選考の実施について (報告事項) 1 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について 2 令和元年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者 (U J I ターン枠) 〕の採用予定者数の変更について 3 令和元年度佐賀県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の採用予定者数の変更について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------------|--|
| R 1 . 11 . 22 (定例会) | (議事事項) 1 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について 乙第 81 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) 乙第 85 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (案) 2 令和元年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者 (U J I ターン枠) 〕の最終合格者の決定について 3 令和元年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者 (社会人経験枠) 〕の最終合格者の決定について 4 令和元年度佐賀県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の最終合格者の決定について 5 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係規則等の制定及び一部改正について (1) 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の制定について (2) 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について (4) 復職時等における号給の調整の運用についての一部改正について (5) 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について (6) 採用選考取扱要領の一部改正について (7) 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について 6 成年被後見人等に係る欠格条項の見直し等に伴う関係規則等の一部改正について (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (2) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について 7 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (3) 管理職員の範囲を定める規則の一部改正について (4) 級別職務区分表の一部改正について (報告事項) 1 一般職の任期付職員の選考の実施について |
| R 1 . 12 . 13 (定例会) | (議事事項) 1 令和元年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (3) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について |
| R 1 . 12 . 24 (定例会) | (議事事項) 1 令和元年度佐賀県任期付職員採用試験 (高等学校卒業程度) の最終合格者の決定について 2 昇給に係る評価期間等の承認について (報告事項) 1 職務・職責に応じた給与の推進に係る検討状況について 2 令和元年度佐賀県警察官 B 採用試験の実施結果について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|--|
| R 1.12.27 (臨時会) | (議事事項) 1 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について |
| R 2. 1.16 (定例会) | (報告事項) 1 平成31年地方公務員給与実態調査結果等の概要について 2 懲戒処分について |
| R 2. 1.30 (定例会) | (議事事項) 1 令和2年度佐賀県職員採用試験の実施計画について 2 令和2年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔特別枠・スポーツ特別枠〕の実施要綱について 3 休憩時間一斉付与に係る規定除外に関する任命権者協議について (報告事項) 1 一般職の任期付職員の選考の実施について 2 職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築するための給料表の検討について 3 懲戒処分について |
| R 2. 2.13 (定例会) | (議事事項) 1 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について 2 採用選考取扱要領の一部改正について 3 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について (1) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について (2) 勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の一部改正について (3) 不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について 4 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について 5 現に属する職務の級に1年以上在級していない職員を昇格させる場合の取扱いについて (報告事項) 1 公務労組協議会地方公務員部会等からの要請書について 2 懲戒処分について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|---|
| R 2. 2.26 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について <ul style="list-style-type: none"> 乙第1号議案 佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案) 乙第2号議案 佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例(案) 乙第3号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案) 乙第4号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案) 乙第5号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案) 乙第11号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(案) 乙第13号議案 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例(案) 2 一般任期付職員の任期更新承認について 3 災害その他職員の責めに帰することができない事由に係る関係運用通知の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> (1) 扶養手当の運用についての一部改正について (2) 住居手当の運用についての一部改正について (3) 通勤手当の運用についての一部改正について (4) 単身赴任手当の運用についての一部改正について 4 扶養手当の運用についての一部改正について |
| R 2. 3.16 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織改正等、令和元年給与勧告及び給与条例等改正に伴う関係規則等の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (4) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について (5) 級別職務区分表の一部改正について (6) 初任給調整手当の運用についての一部改正について (7) 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての一部改正について 2 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 3 防疫等作業手当の運用についての制定について 4 警務作業手当の運用についての一部改正について 5 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について 6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 7 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について 8 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 9 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について 10 一般任期付職員の採用承認について 11 休憩時間一斉付与に係る規定除外に関する任命権者協議について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体からの2020年民間給与実態調査等に関する申し入れについて 2 令和2年度佐賀県警察官A採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について 3 職務に専念する義務の免除の承認について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|---|
| R 2. 3.26 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 2 昭和52年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 臨時的任用職員の初任給及び昇給の特例についての承認廃止について 5 臨時的任用講師等の初任給決定要領についての承認廃止について 6 任期付職員の初任給の特例についての承認廃止について 7 採用選考取扱要領の一部改正について 8 人事委員会事務局会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則等の制定及び一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の制定について (2) 佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について (3) 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正について (4) 佐賀県人事委員会事務局職員人事評価規程(人事委員会訓令)の一部改正について 9 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について 10 断続的労働に従事する者に対する適用除外許可について 11 級別職務区分表の一部改正について 12 佐賀県人事委員会事務局職員障害者活躍推進計画について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について 2 令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について 3 令和2年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について 4 令和2年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕における新型コロナウイルス感染症への対応について 5 定年引上げに伴う地方公務員法の一部を改正する法律案等について 6 県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について 7 懲戒処分について |

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

| 意見提出 年月日 | 議案 番号 | 条 例 名 | 意 見 |
|-------------|----------|--|----------|
| R 1 . 6.11 | 乙 4 0 | 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 異議ありません。 |
| R 1 . 9.13 | 乙 6 2 | 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例 | 異議ありません。 |
| | 乙 6 3 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例 | |
| | 乙 6 4 | 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 | |
| R 1 .11.28 | 乙 8 1 | 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 | 異議ありません。 |
| | 乙 8 5 | 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 | |
| R 2 . 2.26 | 乙 1 | 佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例 | 異議ありません。 |
| | 乙 2 | 佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例 | |
| | 乙 3 | 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | |
| | 乙 4 | 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 | |
| | 乙 5 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| | 乙 1 1 | 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例 | |
| | 乙 1 3 | 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例 | |

3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表のとおり規則、告示及び訓令等の制定及び改正を行った。

| 番号 | 公 布 年月日 | 施 行 又 は 適用年月日 | 規 則 等 名 | 概 要 |
|---------|------------|------------------|------------------------------|---|
| 訓令 1 | R1.12.6 | R2. 4. 1 | 佐賀県人事委員会 事務局処務規程の 一部改正 | 事務局長が専決することができる事務に次のものを加えることとした。(別表関係) (1) 会計年度任用職員をもって補充しようとする職への採用選考に係る報告に関すること。 |
| 訓令 1 | R2.2.28 | R2. 4. 1 | 佐賀県人事委員会 事務局処務規程の 一部改正 | 事務局長が専決することができる事務に次のものを加えることとした。(別表関係) |

| | | | | |
|----------|---------|--------|------------------------------------|--|
| | | | | <p>(1) 措置要求規則の規定による代理人の選任等届出の処理に関すること。</p> <p>(2) 措置要求規則の規定による事案の解決等届出の処理に関すること。</p> <p>(3) 任用規則の規定による採用選考の委任を受けた任命権者からの報告の受理に関すること。</p> |
| 規則 11 | R2.3.31 | R2.4.1 | 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則 | 会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めることとした。 |
| 規則 12 | R2.3.31 | R2.4.1 | 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正 | 会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の休暇等に関することを処理する権限について、人事委員会から事務局長に委任する事項として定めるため所要の改正を行うこととした。 |
| 規則 13 | R2.3.31 | R2.4.1 | 佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正 | 会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の職及び職務を定めることとした。 |
| 訓令 2 | R2.3.31 | R2.4.1 | 佐賀県人事委員会事務局職員人事評価規程の一部改正 | 会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の人事評価の実施について、事務局長が別に定めることができるものとした。 |

< 業務の執行 >

公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、令和元年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

| 任命権者 | 分 限 処 分 | | | | 懲 戒 処 分 | | | | |
|--------|---------|----|----------|---|---------|----|----|----|----|
| | 免職 | 休職 | 降任 降給 | 計 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計 |
| 知 事 | | | | | 1 | | | | 1 |
| 県議会議長 | | | | | | | | | |
| 代表監査委員 | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | | | | | 3 | 1 | | 1 | 5 |
| 警察本部長 | | | | | | 3 | 2 | | 5 |
| 計 | | | | | 4 | 4 | 2 | 1 | 11 |

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

(1) 措置要求の処理状況

| 区 分 | 平成 30 年度末 (H31.3.31) 係属件数 | 令和元年度中 措置要求件数 | 令和元年度中 処理件数 | 令和元年度末 (R2.3.31) 係属件数 |
|------|---------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------|
| 措置要求 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 令和元年度の処理結果

令和元年度中に、処理した事案はない。

3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

(1) 審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

| 区 分 | | 平成 30 年度末 (H31.3.31) 係属件数 | 令和元年度中 審査請求件数 | 令和元年度中 処理件数 | 令和元年度末 (R2.3.31) 係属件数 |
|------------------|-----|---------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------|
| 分 限 処 分 | 降 給 | | | | |
| | 降 任 | | | | |
| | 休 職 | | | | |
| | 免 職 | | | | |
| 懲 戒 処 分 | 戒 告 | 5,159 | | 101 | 5,058 |
| | 減 給 | | | | |
| | 停 職 | | | | |
| | 免 職 | | | | |
| その他（転任など） | | | | | |
| 合 計 | | 5,159 | | 101 | 5,058 |

(2) 令和元年度審査の結果

令和元年度中に、審査した事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から令和元年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数

| 区 分 | 平成30年度末 (H31.3.31) 継続件数 | 令和元年度中 受付件数 | 令和元年度中 処理件数 | 令和元年度末 (R2.3.31) 継続件数 |
|------------|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 任用関係 | | | | |
| 給与関係 | | | | |
| 勤務条件・服務関係 | | 2 | 2 | |
| 厚生・福祉関係 | | 1 | 1 | |
| 公平審査関係 | | | | |
| 各種ハラスメント関係 | | 1 | 1 | |
| その他 | | | | |
| 計 | | 4 | 4 | |

(2) 苦情相談の処理区分

| 区 分 | 令和元年度中 処理件数 |
|--------------|----------------|
| 制度等の説明 | |
| 事情聴取 | |
| 事情を聴取し、助言 | 1 |
| 当局等との話し合いの勧奨 | 1 |
| 相談内容を当局に伝達 | 1 |
| 当局に調査の申し入れ | 1 |
| 当局から調査結果の報告 | |
| 相談者へ調査結果の伝達 | |
| その他 | |
| 計 | 4 |

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

令和元年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

令和元年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

次表(1)及び(2)のとおり関係規則及び告示の制定又は改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行又は適用年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|---------|-----------|-------------------------------|--|
| 1 | R2.2.28 | R2.2.28 | 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 | ・事案の審査の迅速化・適正化を図るため、審査手続き等に係る規定について、所要の改正を行うこととした。 |

(2) 告示の制定又は改正等

| 通知番号 | 通知年月日 | 施行年月日 | 通知名 | 概要 |
|------|---------|---------|------------------------|--|
| 告示1 | R2.2.28 | R2.2.28 | 勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程 | ・勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正等に伴い、各様式について所要の改正を行うこととした。 |
| 告示2 | R2.2.28 | R2.2.28 | 不利益処分についての審査請求に関する手続規程 | ・審査手続きの簡素化・適正化を図るため、様式第1号～第7号、第10号～第12号について、所要の改正を行うこととした。 |

職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行又は適用年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|----------|-----------|--------------------------|---|
| 9 | H31.3.29 | H31.4.1 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>新たに指定した職</p> <p>【知事部局】 (本庁) 企業立地総括監 (現地機関) 虹の松原学園 副園長</p> <p>指定から除外した職</p> <p>【知事部局】 (本庁) 事務局長 次長 マネージャー (現地機関) 有田窯業大学校 校長 副校長 (校長が非常勤である場合に限る。)</p> |
| 3 | R1.5.7 | R1.5.8 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>新たに指定した職</p> <p>【知事部局】 (本庁) さがデザイン総括監</p> |
| 11 | R1.11.22 | R1.11.25 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>新たに指定した職</p> <p>【知事部局】 (本庁) スポーツ総括監</p> |
| 9 | R2.3.31 | R2.4.1 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>新たに指定した職</p> <p>【知事部局】 (本庁) 政策調整監(甲)、税政総括監 (現地機関) 九州陶磁文化館 副館長、名護屋城博物館 副館長、佐賀城本丸歴史館 副館長、環境センター 副所長、茶業試験場 副場長、ダム管理事務所 副所長</p> <p>【教育委員会事務局】 (本庁) 室長、働き方改革推進担当の係長(教職員課)</p> <p>名称を変更した職</p> <p>【知事部局】 (本庁) 室長(行政経営室) 室長 (現地機関) ・博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館 館長 館長(常勤の職員に限る。) ・衛生薬業センター ウイルス課長 精度管理・企画情報課長</p> <p>廃止した職</p> <p>【知事部局】 (現地機関) 総合看護学院 学院長 副学院長 事務長(学院長が非常勤である場合で、副学院長を総括補佐する場合に限る。)</p> |

2 管理職員等の範囲一覧表

(令和2年3月31日現在)

| 機 関 | | 職 員 |
|------|---------------|---|
| 本 庁 | 議会事務局 | 事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長 |
| | 知事部局(出納局を含む。) | 部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 政策調整監(甲) さがデザイン総括監 税政総括監 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 推進監 副課長 副センター長 副室長(行政経営室) 秘書担当の係長(秘書課) 法制担当の係長(法務私学課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長(人事課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(人事課) |
| | 教育委員会事務局 | 理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 室長 参事(教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事(教職員課) |
| | 選挙管理委員会事務局 | 書記長 |
| | 人事委員会事務局 | 事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の主査、副主査及び主事 |
| | 監査委員事務局 | 事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。) |
| | 労働委員会事務局 | 事務局長 課長 副課長 |
| | 海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 |
| 現地機関 | 首都圏事務所 | 所長 |
| | 消防学校 | 校長 |
| | 自治修習所 | 所長 |
| | 公文書館 | 館長 |
| | 県税事務所 | 所長 副所長 総務課長 |
| | 佐賀空港事務所 | 所長 副所長 |
| | 博物館 | 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長 |
| | 九州陶磁文化館 | 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長 |
| | 名護屋城博物館 | 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長 |
| | 佐賀城本丸歴史館 | 館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長 |
| | 図書館 | 館長 副館長 |
| | 環境センター | 所長 副所長 |
| | 保健福祉事務所 | 所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長 |
| | 総合福祉センター | 所長 副所長 |
| | 児童相談所 | 所長 |
| | 地域生活リハビリセンター | 所長 |
| | 衛生薬業センター | 所長 副所長 精度管理・企画情報課長 |

| | | |
|--------------|----|-------------------------------------|
| 療育支援センター | | 所長 副所長 総務課長 |
| 九千部学園 | | 園長 副園長 総務課長 |
| 虹の松原学園 | | 園長 副園長 総務課長 |
| 精神保健福祉センター | | 所長 |
| 食肉衛生検査所 | | 所長 副所長 総務課長 |
| 関西・中京事務所 | | 所長 |
| 窯業技術センター | | 所長 副所長 総務課長 |
| 工業技術センター | | 所長 副所長 |
| 産業技術学院 | | 学院長 副学院長 総務企画課長 |
| 農林事務所 | | 所長 センター長 副所長 |
| 農業技術防除センター | | 所長 副所長 専門技術部長 |
| 上場営農センター | | 所長 副所長 |
| 農業試験研究センター | 本場 | 所長 副所長 |
| | 分場 | 分場長 |
| 農業大学校 | | 校長 副校長 |
| 果樹試験場 | | 場長 副場長 |
| 茶業試験場 | | 場長 副場長 |
| 畜産試験場 | | 場長 副場長 |
| 家畜保健衛生所 | | 所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。） |
| 水産振興センター | | 所長 副所長 |
| 高等水産講習所 | | 所長 |
| 林業試験場 | | 場長 |
| 土木事務所 | | 所長 副所長 |
| ダム管理事務所 | | 所長 副所長 |
| 有明海沿岸道路整備事務所 | | 所長 副所長 |
| 教育事務所 | 本所 | 所長 教育指導監 副所長(本務としての職に限る。) 管理主任 管理主事 |
| | 支所 | 支所長 管理主任 |
| 教育センター | | 所長 副所長 |
| 県立学校 | | 校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長 |

備考

- 1 本庁の知事部局(出納局を含む。)、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 2 本庁の知事部局(出納局を含む。)の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。
- 3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（令和2年3月31日現在）

| 職員団体の名称 | 所在地 | 代表者 | 単位団体 連合体の別 | 登録 | | 令和元年度 の登録事項 |
|------------------|-----------------------------------|-----------------|---------------|----|--------------------------|-------------------|
| | | | | 番号 | 年月日 | |
| 佐賀県職員労働 組合 | 佐賀市城内一丁目 1番59号(県庁内) | 執行委員長 井上 次人 | 単位団体 | 1 | S41.10.12 (S26.5.11) | H31.4.15 役員の変更 |
| 佐賀県高等学校 教職員組合 | 佐賀市高木瀬町大 字東高木 227-1 佐賀県教育会館 | 執行委員長 永尾 実 | " | 2 | S41.10.12 (S26.11.26) | H31.4.25 役員の変更 |
| 佐賀県教職員 組合 | " | 執行委員長 井手 美保子 | " | 3 | S41.10.12 (S26.10.26) | H31.4.9 役員の変更 |
| 佐賀県教職員 連合会 | 武雄市武雄町昭和 4-6 昭和天神ビル 201 | 執行委員長 中村 勝敏 | " | 6 | S49.6.26 | H31.4.25 役員の変更 |

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和40年法律第71号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）に基づく申請及び変更届は、令和元年度中はなかった。

任用事務

1 採用試験

(1) 令和元年度採用試験の概要

| 試験区分 | 主な受験資格 | 受付期間 | 日程・試験内容 | | 最終合格 発表日 | |
|--------|---|---|--------------|--|---|-------|
| | | | 1次試験 | 2次試験 | | |
| 大学卒業程度 | 行政 (特別枠) 教育行政 (特別枠) | 平成6年4月2 日から平成10年 4月1日までに 生まれた人 | 3月1日 ~28日 | 4月21日 佐賀大学・ビジ ョンセンター永 田町(東京都) ・教養試験 ・語学資格保有 加点 | 5月23日~ 25日 ビジョンセン ター浜松町(東 京都) 5月27日~ 31日 庁内会議室 ・面接試験 ・論文試験(1 次試験日に 実施) 〔3次試験〕 6月29日~ 7月3日 庁内会議室 ・面接試験 | 7月11日 |
| | 行政 教育行政 警察事務 心理 総合土木 建築 化学 農政 林業 水産 保健師 少年補導職員 | 〔保健師〕 平成2年4月 2日から平成11 年4月1日まで に生まれた人 保健師免許の 取得者又は令和 2年8月31日ま でに取得見込み の人 〔その他の試験 区分〕 平成2年4月2 日から平成10年 4月1日までに 生まれた人 | 5月7日 ~24日 | 6月23日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有 加点 | 7月15日 佐賀大学 ・論文試験 7月24日~ 26日、7月29 日~8月2日 庁内会議室 ・面接試験 | 8月23日 |

| 試験区分 | 主な受験資格 | 受付期間 | 日程・試験内容 | | 最終合格 発表日 | |
|--------|---------------------------------------|--|-----------------|--|---|--------|
| | | | 1次試験 | 2次試験 | | |
| 大学卒業程度 | 民間企業等職務経験者 UJIターン 枠（行政、総合土木、建築） | 昭和35年4月2日以降に生まれた人 県外に本社を置く民間企業等における職務経験が令和元年6月末日現在通算して5年以上ある人 | 7月16日～ 8月16日 | 〔行政〕 アピールシートによる書類選考 〔総合土木、建築〕 9月8日 庁内会議室・ビジョンセンター永田町（東京都） ・専門試験 | 10月12日～14日 東横イン佐賀駅前・ビジョンセンター浜松町（東京都） ・面接試験 〔最終試験〕 11月2日～4日 庁内会議室 ・面接試験 11月3日 庁内会議室 ・論文試験 | 11月25日 |
| | 民間企業等職務経験者 社会人経験枠（行政、教育行政） | 昭和55年4月2日以降に生まれた人 | | アピールシートによる書類選考 | 10月5日～7日 庁内会議室 ・面接試験 10月6日 庁内会議室 ・論文試験 〔最終試験〕 11月9日、10日 庁内会議室 ・面接試験 ・プレゼンテーション試験 | |

| 試験区分 | | 主な受験資格 | 受付期間 | 日程・試験内容 | | 最終合格 発表日 |
|----------|--|--|--------------|---|--|-------------|
| | | | | 1次試験 | 2次試験 | |
| 短期大学卒業程度 | 生活指導員 | 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 | 8月5日 ~23日 | 9月29日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 | 10月23日 庁内会議室 ・論文試験 10月31日 庁内会議室 ・面接試験 | 11月25日 |
| | 行政 教育行政 警察事務 総合土木 建築 農業 | 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ただし、学校教育法に規定する大学（短大を除く）を卒業した人は除く | 8月5日 ~23日 | 9月29日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（総合土木、建築、農業のみ） | 10月23日 庁内会議室 ・作文試験 10月30日~ 11月1日 庁内会議室 ・面接試験 | 11月25日 |
| 高校卒業程度 | 任期付職員 （行政） | 平成14年4月1日までに生まれた人 | 9月2日 ~24日 | 10月27日 庁内会議室 ・教養試験 | 12月2日 庁内会議室 ・面接試験 ・作文試験（1次試験日に実施） | 12月25日 |

平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 令和元年度採用試験の実施状況

| 試験名 | 試験区分 | 採用予定者数 | 申込者数 | 受験者数 (A) | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 3次受験者数 | 最終合格者数 (B) | 倍率 |
|------|------------|--------|------|----------|--------|--------|--------|--------|------------|-------|
| | | 当初 | | | | | | | | (A/B) |
| 大卒程度 | 行政 (特別枠) | 33 | 768 | 705 | 154 | 145 | 69 | 66 | 34 | 20.7 |
| 大卒程度 | 教育行政 (特別枠) | 15 | 197 | 189 | 63 | 59 | 30 | 29 | 15 | 12.6 |

| 試験名 | 試験区分 | 採用予定者数 (当初) | 申込者数 | 受験者数 (A) | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 最終合格者数 (B) | 倍率 (A/B) |
|---------------|---------------------------|-------------|-------|----------|--------|--------|------------|----------|
| 大卒程度 | 行政 | 29 | 218 | 175 | 82 | 69 | 29 | 6.0 |
| | 教育行政 | 20 | 109 | 85 | 41 | 34 | 20 | 4.3 |
| | 警察事務 | 3 | 24 | 21 | 15 | 15 | 5 | 4.2 |
| | 心理 | 2 | 6 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2.0 |
| | 総合土木 | 10 | 35 | 27 | 25 | 24 | 10 | 2.7 |
| | 建築 | 2 | 8 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2.0 |
| | 化学 | 3 | 21 | 14 | 9 | 8 | 3 | 4.7 |
| | 農政 | 16 | 28 | 22 | 20 | 19 | 16 | 1.4 |
| | 林業 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2.0 |
| | 水産 | 1 | 4 | 4 | 3 | 2 | 1 | 4.0 |
| | 保健師 | 2 | 15 | 14 | 6 | 6 | 2 | 7.0 |
| | 少年補導職員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 |
| | 計 | 90 | 471 | 373 | 210 | 186 | 92 | 4.1 |
| | 民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠・行政) | 18 | 231 | 231 | 100 | 81 | 18 | 12.8 |
| | 民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠・総合土木) | 3 | 13 | 11 | 9 | 8 | 4 | 2.8 |
| | 民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠・建築) | 1 | 8 | 8 | 4 | 4 | 1 | 8.0 |
| | 民間企業等職務経験者 (社会人経験枠・行政) | 5 | 56 | 56 | 20 | 19 | 6 | 9.3 |
| | 民間企業等職務経験者 (社会人経験枠・教育行政) | 2 | 22 | 22 | 10 | 10 | 2 | 11.0 |
| | 計 | 29 | 330 | 328 | 143 | 122 | 31 | 10.6 |
| 短大程度 | 生活指導員 | 3 | 11 | 9 | 7 | 7 | 3 | 3.0 |
| | 計 | 3 | 11 | 9 | 7 | 7 | 3 | 3.0 |
| 高卒程度 | 行政 | 6 | 100 | 84 | 24 | 24 | 6 | 14.0 |
| | 教育行政 | 4 | 44 | 37 | 12 | 11 | 4 | 9.3 |
| | 警察事務 | 3 | 48 | 42 | 20 | 19 | 7 | 6.0 |
| | 総合土木 | 8 | 28 | 25 | 20 | 18 | 8 | 3.1 |
| | 建築 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1.0 |
| | 農業 | 3 | 8 | 6 | 4 | 4 | 3 | 2.0 |
| | 任期付職員 (行政) | 10 | 35 | 21 | 16 | 10 | 9 | 2.3 |
| | 計 | 35 | 265 | 217 | 98 | 88 | 39 | 5.6 |
| 県職員合計 (特別枠含む) | | 205 | 2,042 | 1,821 | 675 | 607 | 214 | 8.5 |

平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(3) 採用試験の過去の実施状況(平成29~令和元年度)

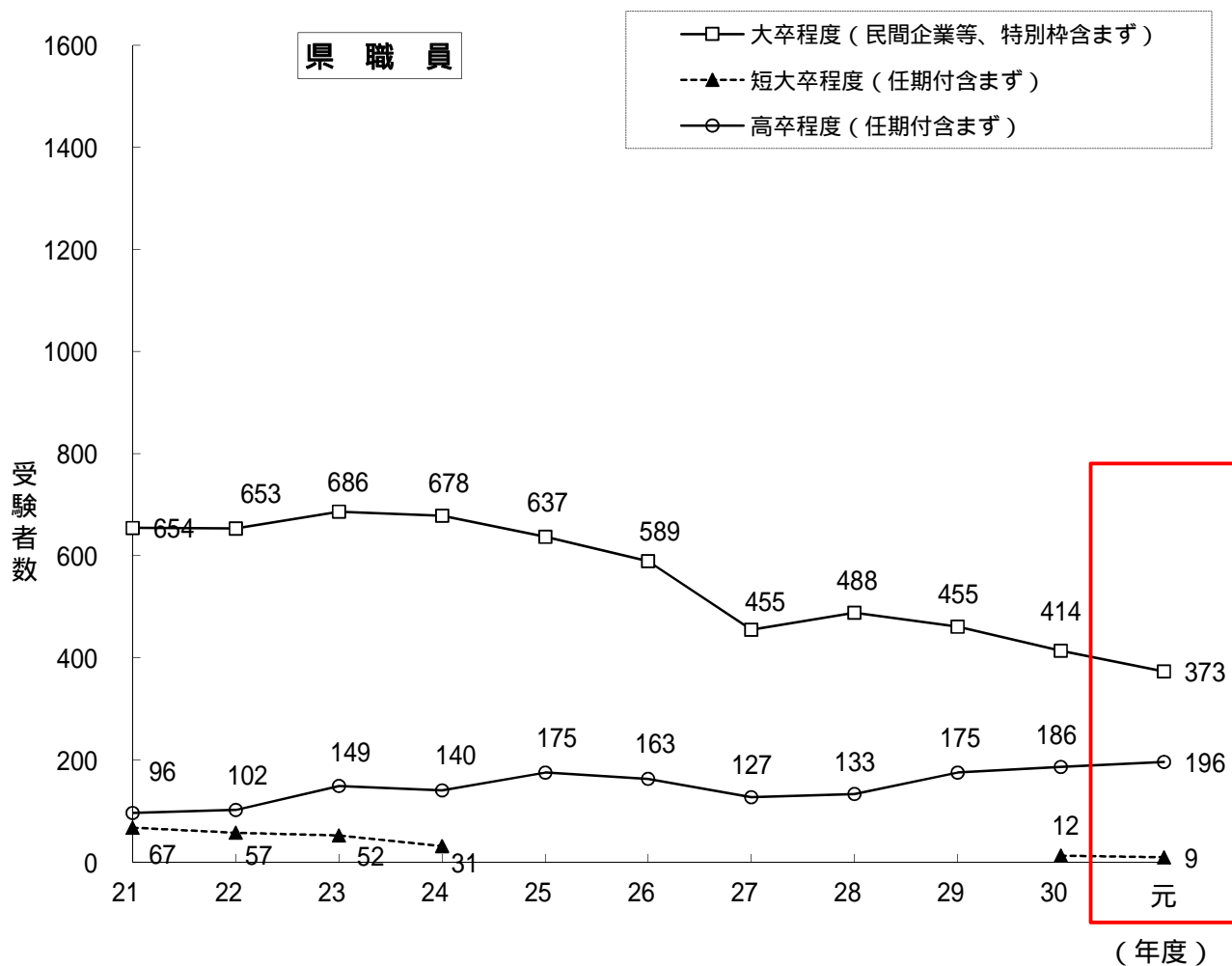
| 試験区分 | 項目 | 29 | | | | | | 30 | | | | | | 令和元 | | | | | | 備考 | | | | | | |
|----------------------------|-----------------------|-------|-----|-----|------|------|-------|-------|-----|-----|------|-----|-------|-------|-----|-----|------|------|---------|---------|---|---|---|--|--|--|
| | | 申 | 受 | 一 | 最 | 競 | 採 | 申 | 受 | 一 | 最 | 競 | 採 | 申 | 受 | 一 | 最 | 競 | 採 | | | | | | | |
| | | 込 | 験 | 次 | 終 | 争 | 用 | 込 | 験 | 次 | 終 | 争 | 用 | 込 | 験 | 次 | 終 | 争 | 用 | | | | | | | |
| 者 | 者 | 合 | 合 | 率 | 者 | 者 | 者 | 合 | 合 | 率 | 者 | 者 | 者 | 合 | 合 | 率 | 者 | 者 | 者 | 合 | 合 | 率 | 者 | | | |
| | | (A) | (B) | A/B | | | (A) | (B) | A/B | | | (A) | (B) | A/B | | (A) | (B) | A/B | | | | | | | | |
| 大 学 卒 業 程 度 | 行政 | 208 | 158 | 39 | 10 | 15.8 | 8 | 239 | 181 | 63 | 26 | 7.0 | 20 | 218 | 175 | 82 | 29 | 6.0 | 17 | 行政 | | | | | | |
| | 教育行政 | 153 | 129 | 67 | 30 | 4.3 | 24 | 121 | 100 | 50 | 25 | 4.0 | 19 | 109 | 85 | 41 | 20 | 4.3 | 14 | 教育行政 | | | | | | |
| | 警察事務 | 35 | 32 | 12 | 4 | 8.0 | 2 | 16 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 24 | 21 | 15 | 5 | 4.2 | 4 | 警事 | | | | | | |
| | 心理 | 12 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 16 | 12 | 5 | 3 | 4.0 | 3 | 6 | 4 | 3 | 2 | 2.0 | 2 | 心理 | | | | | | |
| | 心理(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 心(警) | | | | | | |
| | 電気 | | | | | | | 4 | 2 | 1 | 0 | - | - | | | | | | | 電気 | | | | | | |
| | 電気(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 電(警) | | | | | | |
| | 機械(知事) | 3 | 3 | 1 | 1 | 3.0 | 1 | | | | | | | | | | | | | 機械 | | | | | | |
| | 機械(警察) | 6 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1 | | | | | | | | | | | | | 機(警) | | | | | | |
| | 総合土木 | 23 | 16 | 11 | 8 | 2.0 | 8 | 18 | 15 | 13 | 11 | 1.4 | 9 | 35 | 27 | 25 | 10 | 2.7 | 8 | 総合土木 | | | | | | |
| | 建築 | 9 | 9 | 5 | 5 | 1.8 | 5 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1.5 | 2 | 8 | 4 | 4 | 2 | 2.0 | 2 | 建築 | | | | | | |
| | 化学 | 25 | 21 | 9 | 4 | 5.3 | 4 | 26 | 17 | 6 | 4 | 4.3 | 2 | 21 | 14 | 9 | 3 | 4.7 | 3 | 化学 | | | | | | |
| | 化学(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 化(警) | | | | | | |
| | 農政 | 48 | 40 | 20 | 14 | 2.9 | 14 | 43 | 37 | 17 | 15 | 2.5 | 15 | 28 | 22 | 20 | 16 | 1.4 | 15 | 農政 | | | | | | |
| | 林業 | 9 | 6 | 3 | 3 | 2.0 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1.0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 0 | 林業 | | | | | | |
| | 水産 | 15 | 13 | 6 | 3 | 4.3 | 3 | 11 | 9 | 4 | 2 | 4.5 | 2 | 4 | 4 | 3 | 1 | 4.0 | 1 | 水産 | | | | | | |
| | 薬剤師 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 薬剤 | | | | | | |
| | 保健師 | 18 | 16 | 8 | 4 | 4.0 | 4 | 18 | 16 | 7 | 6 | 2.7 | 6 | 15 | 14 | 6 | 2 | 7.0 | 2 | 保健 | | | | | | |
| | 保健師(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 保(警) | | | | | | |
| | 管理栄養士 | | | | | | | 9 | 8 | 3 | 1 | 8.0 | 1 | | | | | | | 栄養 | | | | | | |
| | 少年補導職員 | 5 | 4 | 2 | 2 | 2.0 | 1 | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 | 少補 | | | | | | |
| | 小計 | 569 | 461 | 190 | 92 | 5.0 | 81 | 528 | 414 | 179 | 100 | 4.1 | 84 | 471 | 373 | 210 | 92 | 4.1 | 69 | 小計 | | | | | | |
| | 民間企業経験者(UJIターン枠・行政) | | | | | | | | | | | | | 231 | 231 | 100 | 18 | 12.8 | 18 | UJI行政 | | | | | | |
| | 民間企業経験者(UJIターン枠・総合土木) | | | | | | | | | | | | | 13 | 11 | 9 | 4 | 2.8 | 4 | UJI総合土木 | | | | | | |
| | 民間企業経験者(UJIターン枠・建築) | | | | | | | | | | | | | 8 | 8 | 4 | 1 | 8.0 | 1 | UJI建築 | | | | | | |
| 民間企業経験者(社会人経験枠・行政) | | | | | | | | | | | | | 56 | 56 | 20 | 6 | 9.3 | 4 | 社会人行政 | | | | | | | |
| 民間企業経験者(社会人経験枠・教育行政) | | | | | | | | | | | | | 22 | 22 | 10 | 2 | 11.0 | 2 | 社会人教育行政 | | | | | | | |
| 民間企業経験者(UJIターン枠) | 304 | 304 | 100 | 13 | 23.4 | 12 | 296 | 296 | 101 | 10 | 29.6 | 8 | | | | | | | UJI | | | | | | | |
| 民間企業経験者(社会人経験枠) | 80 | 80 | 20 | 5 | 16.0 | 3 | 75 | 75 | 21 | 3 | 25.0 | 3 | | | | | | | 社会人 | | | | | | | |
| 民間企業経験者(行政) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | U・I行政 | | | | | | | |
| 民間企業経験者(建築) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | U・I建築 | | | | | | | |
| 民間企業経験者(薬剤師) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | U・I薬剤 | | | | | | | |
| U・Iターン型JICAボランティア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | JICA | | | | | | | |
| U・Iターン型地域おこし協力隊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 地域おこし | | | | | | | |
| 行政(特別枠) | 1,026 | 967 | 217 | 56 | 17.3 | 32 | 1,005 | 950 | 159 | 36 | 26.4 | 26 | 768 | 705 | 154 | 34 | 20.7 | 19 | 行特 | | | | | | | |
| 教育行政(特別枠) | | | | | | | 161 | 146 | 63 | 17 | 8.6 | 10 | 197 | 189 | 63 | 15 | 12.6 | 10 | 教行特 | | | | | | | |
| 大卒合計 | 1,979 | 1,812 | 527 | 166 | 10.9 | 128 | 2,065 | 1,881 | 523 | 166 | 11.3 | 131 | 1,766 | 1,595 | 570 | 172 | 9.3 | 127 | 大卒計 | | | | | | | |

| 試験区分 | 項目 | 年度 | | 29 | | | | | | 30 | | | | | | 令和元 | | | | | | 備考 |
|-------------|------------------|-------|-----|-----|------|------|-------|-------|-----|-----|------|------|-------|-------|-----|-----|-----|------|-----|---|-----------|------------|
| | | 申 | 受 | 一 | 最 | 競 | 採 | 申 | 受 | 一 | 最 | 競 | 採 | 申 | 受 | 一 | 最 | 競 | 採 | | | |
| | | 込 | 験 | 次 | 終 | 争 | 用 | 込 | 験 | 次 | 終 | 争 | 用 | 込 | 験 | 次 | 終 | 争 | 用 | | | |
| 者 | 者 | 合 | 合 | 率 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | | | |
| | | (A) | (B) | A/B | 倍 | 者 | (A) | (B) | A/B | 倍 | 者 | (A) | (B) | A/B | 倍 | 者 | (A) | (B) | A/B | 倍 | 者 | |
| 短大卒業程度 | 学校栄養職員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 学栄 | |
| | 臨床検査技師 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 臨検 |
| | 生活指導員 | | | | | | 15 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 11 | 9 | 7 | 3 | 3.0 | 2 | | | | 生指 |
| | 任期付職員 (生活指導員) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 任期 |
| | 短大卒計 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 15 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 11 | 9 | 7 | 3 | 3.0 | 2 | | | 短卒計 |
| 高校卒業程度 | 行政 | 70 | 61 | 19 | 6 | 10.2 | 5 | 61 | 53 | 18 | 5 | 10.6 | 3 | 100 | 84 | 24 | 6 | 14.0 | 4 | | | 行政 |
| | 教育行政 | 58 | 55 | 18 | 6 | 9.2 | 3 | 80 | 71 | 24 | 8 | 8.9 | 8 | 44 | 37 | 12 | 4 | 9.3 | 3 | | | 教育行政 |
| | 警察事務 | 28 | 28 | 7 | 2 | 14.0 | 2 | 24 | 21 | 9 | 3 | 7.0 | 1 | 48 | 42 | 20 | 7 | 6.0 | 5 | | | 警事 |
| | 電気 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 | | | | | | | | | 電気 |
| | 機械 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 | | | | | | | | | 機械 |
| | 総合土木 | 20 | 18 | 10 | 6 | 3.0 | 5 | 21 | 20 | 12 | 9 | 2.2 | 4 | 28 | 25 | 20 | 8 | 3.1 | 5 | | | 総土 |
| | 建築 | 6 | 5 | 3 | 3 | 1.7 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 3.0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1.0 | 2 | | | 建築 |
| | 農業 | | | | | | | 11 | 11 | 5 | 3 | 3.7 | 3 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2.0 | 3 | | | 農業 |
| | 林業 | 11 | 5 | 2 | 2 | 2.5 | 2 | 9 | 5 | 3 | 3 | 1.7 | 3 | | | | | | | | | 林業 |
| | 任期付職員 (行政) | | | | | | | | | | | | | 35 | 21 | 16 | 9 | 2.3 | 9 | | | 任期付行政 |
| | 高卒計 | 196 | 175 | 61 | 27 | 6.5 | 22 | 212 | 186 | 75 | 34 | 5.5 | 25 | 265 | 217 | 98 | 39 | 5.6 | 31 | | | 高卒計 |
| 県職員計 | 2,175 | 1,987 | 588 | 193 | 10.3 | 150 | 2,292 | 2,079 | 604 | 203 | 10.2 | 159 | 2,042 | 1,821 | 675 | 214 | 8.5 | 160 | | | 県計 | |

平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している

(4) 受験者数の推移(平成21～令和元年度)

(人)



2 採用選考

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、学芸員、文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪捜査官、財務捜査官

障害者をもって充てる職

なお、令和元年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(ア) 採用選考の状況 ((イ)を除く)

| 該当条項 | 任用規則第10条の6 第1項 | | | | | | | | | | | | 小計 | | | 計 |
|-------|----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | 1号 | | | 3号 | | | 5号 | | | 8号 | | | 知事 | 教委 | 警察 | |
| 任用等級 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | |
| 部長級 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 副部長級 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 課長級 | 3 | | | | | | | | | 1 | 4 | | 4 | 4 | 0 | 8 |
| 副課長級 | | | | | | | | | | 1 | 2 | | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 係長級 | 3 | | | | | | | | | 19 | 4 | | 22 | 4 | 0 | 26 |
| 主事級 | 3 | | | | | | | | | 48 | 1 | | 51 | 1 | 0 | 52 |
| 警視級 | | | | | | 2 | | | | | | | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 警部級 | | | | | | 5 | | | 1 | | | | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 警部補級 | | | | | | 3 | | | 1 | | | | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 巡查部長級 | | | | | | 1 | | | 1 | | | | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 巡查級 | | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 0 | 3 | 69 | 11 | 1 | 79 | 11 | 15 | 105 |

- 1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 8号 競争試験によることが不適当な職への採用

(イ) 障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

- ・第1次選考 令和元年6月30日(日) 教養試験
 申込者37名 受験者31名 第1次選考合格者18名

【2回目】

- ・第1次選考 令和元年10月27日(日) 教養試験
 申込者36名 受験者36名 第1次選考合格者16名

平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している
 参考 第2次選考(作文試験、面接試験)

- 【1回目】 受験者18名 最終合格者8名
- 【2回目】 受験者16名 最終合格者4名

3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしていたが、令和 2 年 2 月 28 日から人事委員会への協議は不要とした。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(1) 在職派遣の状況

| 区分 | 在職派遣（条例（ ）第 2 条第 1 項） | | | | 計 |
|-----|------------------------|---------------------|-----------------|----------------|----|
| | 1 号〔一般社団法人、 一般財団法人〕 | 2 号〔一般地方独 立行政法人〕 | 3 号〔政令指 定法人〕 | 4 号〔その他 法人〕 | |
| 団体数 | 10 | 1 | 9 | 6 | 26 |

(2) 退職派遣の状況

| 区分 | 退職派遣（条例（ ）第 11 条第 1 項） | | 計 |
|-----|------------------------|-------------------------|---|
| | 1 号 〔県出資 25% 以上法人〕 | 2 号 〔県の事務と密接に関連した法人〕 | |
| 法人数 | 1 | 1 | 2 |

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

| 規則 番号 | 公 布 年月日 | 施行又は 適用年月日 | 規 則 名 | 概 要 |
|----------|------------|---------------|---|---|
| 14 | R 1 .12.6 | R2.4.1 | 佐賀県職員の任用 に関する規則の一 部を改正する規則 | 地方公務員法の一部改正に伴い、以 下の改正を行った。 ・会計年度任用職員の条件付採用期 間及びその延長に関する事項を定 める ・選考により採用できる職に会計年 度任用職員を追加する ・会計年度任用職員の採用のための 選考に関する事項について、任命 権者に委任する ・その他所要の改正 |
| 15 | R 1 .12.6 | R2.4.1 | 外国の地方公共団 体の機関等に派遣 される職員の処遇 等に関する規則の 一部を改正する規 則 | 地方公務員法の一部改正に伴い、引 用条項の改正を行った。 |
| 16 | R 1 .12.6 | R2.4.1 | 公益的法人等への 佐賀県職員の派遣 等に関する規則の 一部を改正する規 則 | 地方公務員法の一部改正に伴い、引 用条項の改正を行った。 |

| 規則 番号 | 公 布 年月日 | 施行又は 適用年月日 | 規 則 名 | 概 要 |
|----------|------------|-------------------|---|---|
| 2 | R2.2.28 | R2.2.28 R2.4.1 | 佐賀県職員の任用 に関する規則の一 部を改正する規則 | 任用の方法の一般的基準として定め ている転任等における人事委員会へ の協議を不要とすること及び選考に 関する権限を任命権者に委任するこ とに伴い、以下の改正を行った。 ・ 職員の転任等に係る人事委員会へ の協議に係る規定を削除する ・ 選考により採用する場合の手続き について定める ・ その他所要の改正 |
| 14 | R2.3.31 | R2.4.1 | 公益的法人等への 佐賀県職員の派遣 等に関する規則の 一部を改正する規 則 | 公益的法人等への佐賀県職員の派遣 等に関する条例の規定により派遣さ れる職員の派遣先となる団体につい て、2団体を追加し、15団体を削除 した。 |

給 与 事 務

職員の給与を検討するため、平成31年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、令和元年10月8日、県議会及び知事に対し、次のとおり職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の給与等に関する報告（給与について）

(1) 職員の給与等

平成31年4月における在職者は12,364人である。これら職員の平均年齢43.0歳、男女別構成は男59.9%、女40.1%、学歴別構成は大学卒82.3%、短大卒5.4%、高校卒12.3%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

| 年 月 | | 平成31年4月 | | 平成30年4月 | |
|--------|-----|---------|--|---------|--|
| | | 項目 | | | |
| 職員数 | | 3,435人 | | 3,416人 | |
| 平均年齢 | | 42.3歳 | | 42.7歳 | |
| 平均経験年数 | | 20.2年 | | 20.5年 | |
| 学歴別構成比 | 大学卒 | 73.8% | | 73.2% | |
| | 短大卒 | 3.4% | | 3.6% | |
| | 高校卒 | 22.8% | | 23.2% | |
| | 中学卒 | - | | - | |
| 男女別構成比 | 男 | 69.7% | | 71.3% | |
| | 女 | 30.3% | | 28.7% | |

また、平成31年4月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

| 給与区分 職種 | 給料月額 | 給料の 調整額 | 教 職 調整額 | 扶養手当 | 地域手当 | 計 |
|------------|----------|------------|------------|---------|------|----------|
| 行政職 | 327,741円 | 719円 | -円 | 10,419円 | 540円 | 339,419円 |
| 全職員 | 346,132円 | 1,472円 | 7,118円 | 10,012円 | 235円 | 364,969円 |

(2) 職員の給与と民間給与との比較

ア 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の平成31年4月時点における諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与と民間給与を比較した場合は、職員の給与が民間給与を1人当たり平均97円(0.03%)下回っていた。

| 民間給与(A) | 職員給与(B) | 較差(A-B) |
|----------|----------|------------|
| 355,309円 | 355,212円 | 97円(0.03%) |

イ 特別給

平成 30 年 8 月から令和元年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当している。

(3) 職員と国家公務員との比較

総務省の平成 30 年地方公務員給与実態調査（平成 30 年 4 月 1 日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を 100 とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、100.5 となっており、平成 29 年の 100.7 から減少した。

なお、平成 31 年 4 月 1 日時点でのラスパイレス指数については、平成 31 年の国家公務員給与等実態調査及び職員給与実態調査の結果において、平成 30 年から大きな状況の変化は見られないこと等から、引き続き職員が国家公務員を上回る状況となるものと考えられるものの、平成 30 年の本県における月例給の改定額は、国における月例給の改定額よりも低い額であったこと等から、平成 30 年よりさらに国家公務員を上回ることはならないものと考えられる。

(4) 教育職員の給与

令和 2 年度の文部科学省予算概算要求においては、教育政策推進のための基盤の整備として、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）が挙げられ、管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）の方針が示されている。

また、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成したモデル給料表において、現在、2 級及び特 2 級それぞれで 8 号給増設がなされており、各都道府県の状況を見ると、このモデル給料表どおりに号給増設を行っている団体が多数ある。

(5) 給与の改定

ア 改定の基本方針

(ア) 月例給

平成 31 年 4 月時点で比較を行った結果、職員給与が民間給与を 97 円（0.03%）下回っているところ、従来、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていた。

しかしながら、平成 31 年においては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、多彩で優秀な人材を確保する観点から、職員の初任給を引き上げるための月例給の引上げ改定を行う必要がある。

月例給の改定に当たっては、現在の民間の初任給の状況を考慮し職員の初任給を引き上げることとし、具体的には、若年層について公民較差の範囲内で給料表の引上げ改定を行うこととする。この改定は、平成 31 年 4 月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(イ) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を 0.03 月分下回っていた。このため、平成 30 年 8 月から令和元年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の

支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

イ 改定すべき事項

(ア) 給料表

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、平均0.03%引き上げることとする。

引上げに当たっては、大卒程度試験に係る初任給について600円、高卒程度試験に係る初任給について1,100円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、若年層の職員が在職する号給について所要の改定を行う。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

なお、特定任期付職員給料表及び任期付研究員給料表については、平成31年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わない。

ただし、医療職給料表(一)については、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、国の俸給表に準じた改定を行う。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、平成30年8月から令和元年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、令和元年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和2年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当については、改定を行わない。

ウ 住居手当

人事院においては、住居手当について、改定を行うこととされた。

本県における住居手当については、これまで国家公務員の制度との均衡を基本としてきていることから、人事院が改定を行うこととした際に考慮された公務員宿舍の使用料及び民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、併せて国と本県における職員の住宅事情や住居手当受給者の状況が異なること等を総合的に勘案した結果、改定を行う必要はない。

エ 号給の増設

高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表について、モデル給料表及び他の都道府県の給料表の状況を考慮し、また勤務実績に応じた昇給機会を確保する観点から、2級及び特2級についてそれぞれ8号給の増設を行う必要がある。

(6) 給与制度における今後の課題

本県においては、平成27年以降、給料表の構造については国の俸給表に準じ、給与水準については本県民間給与の水準に合わせた給料表としてきたところであるが、給与制度については国に準じることを基本としていることから、人事院の60歳前の給与カーブの在り方の検討を注視しつつ、検討を行っている

く必要がある。

(7) 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成18年度の給与構造改革以降、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から、地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

| 年 度 | 本 県 | | | | | | 国 | | | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|------------------|----------|-----|------------------------|-------|------------------------------------|------|----------|-----|-------------------------|
| | 人事委員会勧告 | | | 実施内容 | | | 人事院勧告 | | | 実施内容 | | |
| | 勧告日 | 公民較差 (較差額) | 改定率 (改定額) | 実施 時期 | 実施率 | 実施 時期 | 勧告日 | 官民較差 (較差額) | 改定率 | 実施 時期 | 実施率 | 実施 時期 |
| 21 | 10.6 | 0.21 (797) 4.00 (14,528) | 0.20 (793) | 12.1 | | 一部を 除き 勧告 どおり | 8.11 | 0.22 (863) | 0.22 | 12.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |
| 22 | 10.5 | 0.29 (1,076) 3.52 (12,723) | 0.27 (1,058) | 12.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり | 8.10 | 0.19 (757) | 0.19 | 12.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |
| 23 | 10.24 | 0.30 (1,120) | 0.28 (1,082) | 12.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり | 9.30 | 0.23 (899) | 0.23 | 12.1 | | 勧告 どおり 勧告と 異なる |
| 24 | 10.12 | 0.03 (131) | - (-) | - | - | - | 8.8 | 0.07 (273) 7.67 (28,610) | - | - | - | - |
| 25 | 10.11 | 0.08 (286) 8.04 (27,413) | - (-) | - | - | - | 8.8 | 0.02 (76) 7.78 (29,282) | - | - | - | - |
| 26 | 10.11 | 0.23 (831) | 0.25 (918) | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり | 8.7 | 0.27 (1,090) | 0.3 | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |
| 27 | 10.8 | 0.22 (801) | 0.21 (774) | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり | 8.6 | 0.36 (1,469) | 0.4 | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |
| 28 | 10.11 | 0.06 (237) | 0.065 (217) | 12.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり | 8.8 | 0.17 (708) | 0.2 | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |
| 29 | 10.6 | 0.04 (151) | - (-) | - | - | - | 8.8 | 0.15 (631) | 0.2 | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |
| 30 | 10.10 | 0.12 (416) | 0.14 (415) | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり | 8.10 | 0.16 (655) | 0.2 | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |
| 元 | 10.8 | 0.03 (97) | 0.03 (97) | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり | 8.7 | 0.09 (387) | 0.1 | 4.1 | | 勧告 どおり 勧告 どおり |

(注1) 平成21年度から平成22年度まで及び平成25年度の県の公民較差並びに平成24年度から平成25年度までの国の官民較差は上段が特例条例(法)による給与減額措置前、下段が特例条例(法)による減額措置後の職員給与によるもの。(平成25年度の県は、7月からの特例条例による給与減額措置が4月に実施されたと仮定した場合のもの。)

(注2) 平成21年度の人事委員会勧告の実施時期は、住居手当(平成22年4月1日実施)を除き勧告どおり実施

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

| 年度 給料表 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全 | 人 12,940 | 人 12,842 | 人 12,828 | 人 12,430 | 人 12,394 | 人 12,424 | 人 12,331 | 人 12,311 | 人 12,332 | 人 12,364 |
| 行政 | 3,446 | 3,394 | 3,409 | 3,350 | 3,335 | 3,368 | 3,343 | 3,356 | 3,416 | 3,435 |
| 公安 | 1,629 | 1,639 | 1,631 | 1,615 | 1,622 | 1,643 | 1,646 | 1,674 | 1,673 | 1,674 |
| 研究 | 172 | 165 | 165 | 162 | 158 | 159 | 155 | 156 | 158 | 165 |
| 医(一) | 11 | 13 | 12 | 7 | 6 | 7 | 8 | 7 | 7 | 8 |
| 医(二) | 265 | 255 | 236 | 198 | 196 | 193 | 189 | 180 | 176 | 180 |
| 医(三) | 104 | 101 | 97 | 89 | 88 | 81 | 87 | 83 | 83 | 81 |
| 高校 | 2,462 | 2,446 | 2,455 | 2,343 | 2,328 | 2,327 | 2,298 | 2,264 | 2,259 | 2,261 |
| 中・小 | 4,851 | 4,829 | 4,823 | 4,666 | 4,661 | 4,646 | 4,605 | 4,591 | 4,560 | 4,560 |

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成

(平成31年4月1日現在)

| 区分 給料表 | 平均年齢 (歳) | 学歴別人員構成比 | | | | 男女別人員構成比 | |
|-----------|-------------|----------|------|-------|------|----------|-------|
| | | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 中学卒 | 男 | 女 |
| 全 | 43.0 | 82.3% | 5.4% | 12.3% | 0.0% | 59.9% | 40.1% |
| 行政 | 42.3 | 73.8 | 3.4 | 22.8 | | 69.7 | 30.3 |
| 公安 | 37.7 | 54.1 | 4.8 | 41.0 | 0.1 | 91.0 | 9.0 |
| 研究 | 42.3 | 98.8 | 1.2 | | | 81.2 | 18.8 |
| 医(一) | 48.9 | 100.0 | | | | 100.0 | |
| 医(二) | 44.6 | 85.6 | 14.4 | | | 55.6 | 44.4 |
| 医(三) | 44.2 | 90.1 | 9.9 | | | | 100.0 |
| 高校 | 44.9 | 92.4 | 5.4 | 2.1 | | 55.7 | 44.3 |
| 中・小 | 44.4 | 93.3 | 6.7 | | | 43.6 | 56.4 |

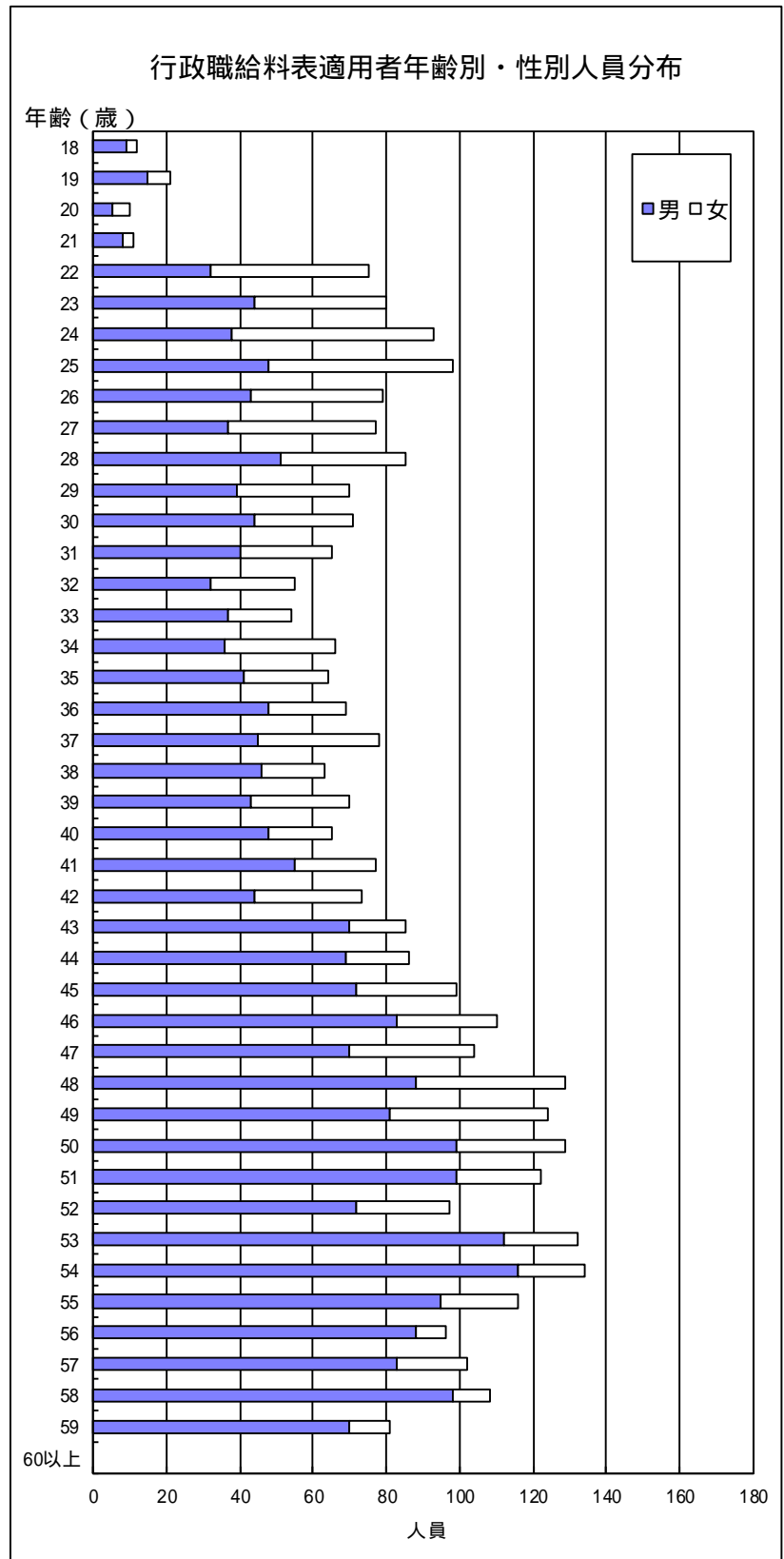
(注1) 平均年齢及び構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

(参考4)

行政職給料表別性別、年齢別人員分布 (平成31年4月1日現在)

| 性別 | | | 計 |
|------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | |
| 年齢 | 人 | 人 | 人 |
| 18 | 9 | 3 | 12 |
| 19 | 15 | 6 | 21 |
| 20 | 5 | 5 | 10 |
| 21 | 8 | 3 | 11 |
| 22 | 32 | 43 | 75 |
| 23 | 44 | 36 | 80 |
| 24 | 38 | 55 | 93 |
| 25 | 48 | 50 | 98 |
| 26 | 43 | 36 | 79 |
| 27 | 37 | 40 | 77 |
| 28 | 51 | 34 | 85 |
| 29 | 39 | 31 | 70 |
| 30 | 44 | 27 | 71 |
| 31 | 40 | 25 | 65 |
| 32 | 32 | 23 | 55 |
| 33 | 37 | 17 | 54 |
| 34 | 36 | 30 | 66 |
| 35 | 41 | 23 | 64 |
| 36 | 48 | 21 | 69 |
| 37 | 45 | 33 | 78 |
| 38 | 46 | 17 | 63 |
| 39 | 43 | 27 | 70 |
| 40 | 48 | 17 | 65 |
| 41 | 55 | 22 | 77 |
| 42 | 44 | 29 | 73 |
| 43 | 70 | 15 | 85 |
| 44 | 69 | 17 | 86 |
| 45 | 72 | 27 | 99 |
| 46 | 83 | 27 | 110 |
| 47 | 70 | 34 | 104 |
| 48 | 88 | 41 | 129 |
| 49 | 81 | 43 | 124 |
| 50 | 99 | 30 | 129 |
| 51 | 99 | 23 | 122 |
| 52 | 72 | 25 | 97 |
| 53 | 112 | 20 | 132 |
| 54 | 116 | 18 | 134 |
| 55 | 95 | 21 | 116 |
| 56 | 88 | 8 | 96 |
| 57 | 83 | 19 | 102 |
| 58 | 98 | 10 | 108 |
| 59 | 70 | 11 | 81 |
| 60以上 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2,393 | 1,042 | 3,435 |



2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

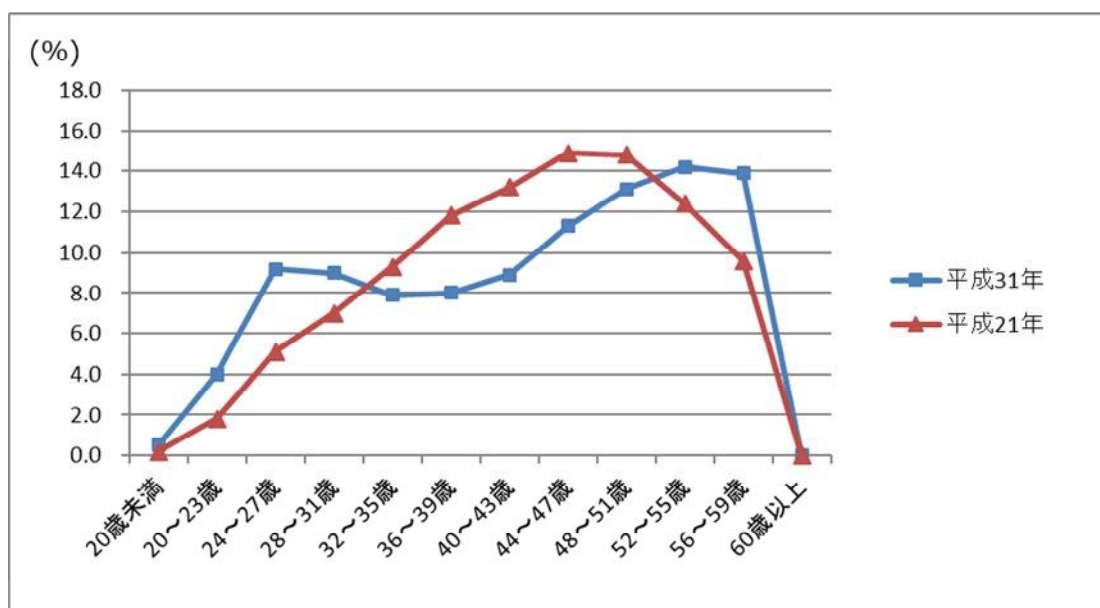
（1）多彩で優秀な人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

本委員会では、多彩で優秀な人材を確保するため、平成 30 年度には専門試験を必要としない行政特別枠試験に、教育行政職を対象とした教育行政特別枠試験を追加したほか、令和元年度には民間企業等職務経験者試験のUJIターン枠に総合土木職及び建築職を、同じく社会人経験枠に教育行政職を、障害者を対象とする職員採用選考の受験対象者に知的障害者及び精神障害者を加えるなど、任命権者からの要望も踏まえ、採用試験制度の様々な改善に取り組んできた。

しかし、現在、本県においては、40 歳以上の職員が全体の約 61%を占めており、当分の間多くの職員が定年を迎えることとなっている。さらに、人口減少社会の中で若年層人口の減少が見込まれること、また、民間企業の採用の拡大や新卒学生の一括採用の見直し、学生の進路選択の早期化、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

図表 1 年齢別職員構成（各年 4 月 1 日現在）
構成比

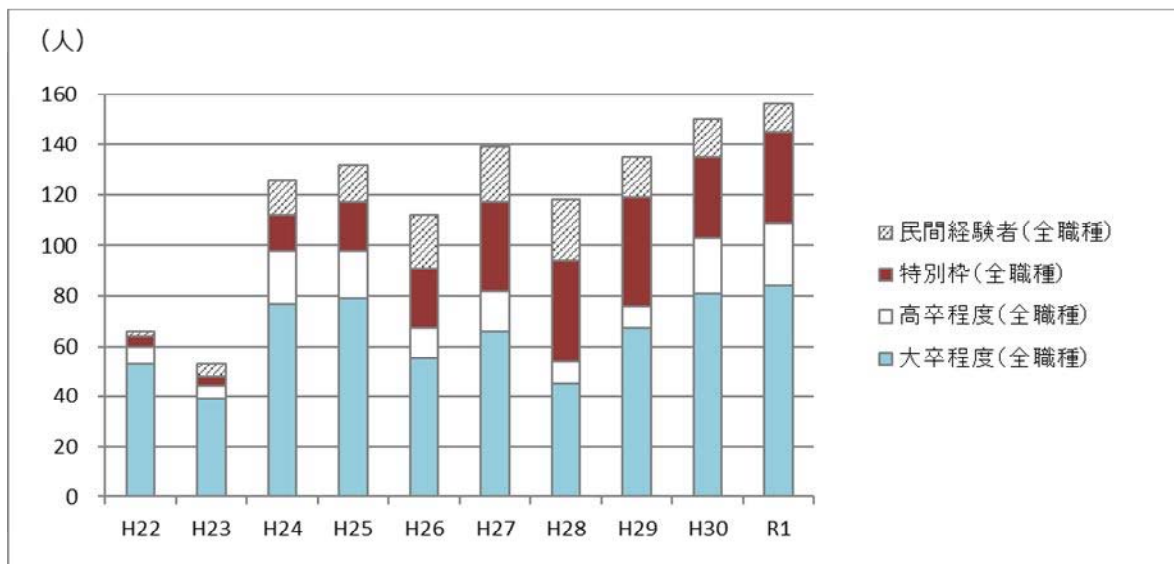


職員数

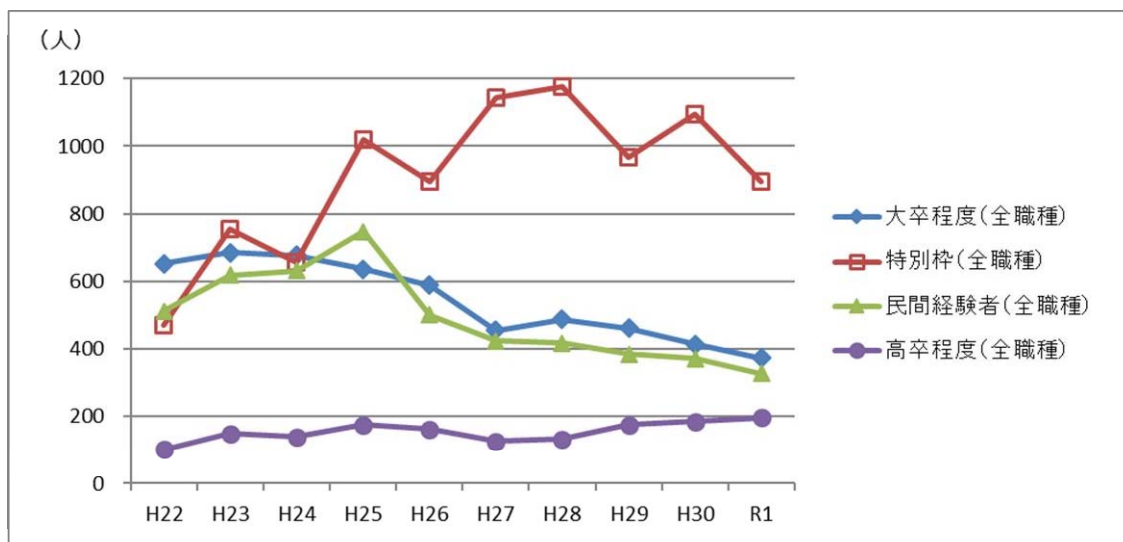
（単位：人）

| 区分 | 20歳未満 | 20歳 23歳 | 24歳 27歳 | 28歳 31歳 | 32歳 35歳 | 36歳 39歳 | 40歳 43歳 | 44歳 47歳 | 48歳 51歳 | 52歳 55歳 | 56歳 59歳 | 60歳 以上 | 計 |
|---------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|--------|
| 平成 21 年 | 22 | 242 | 681 | 930 | 1,244 | 1,571 | 1,760 | 1,994 | 1,968 | 1,651 | 1,276 | 0 | 13,339 |
| 平成 31 年 | 59 | 498 | 1,143 | 1,111 | 981 | 984 | 1,101 | 1,393 | 1,622 | 1,755 | 1,716 | 1 | 12,364 |

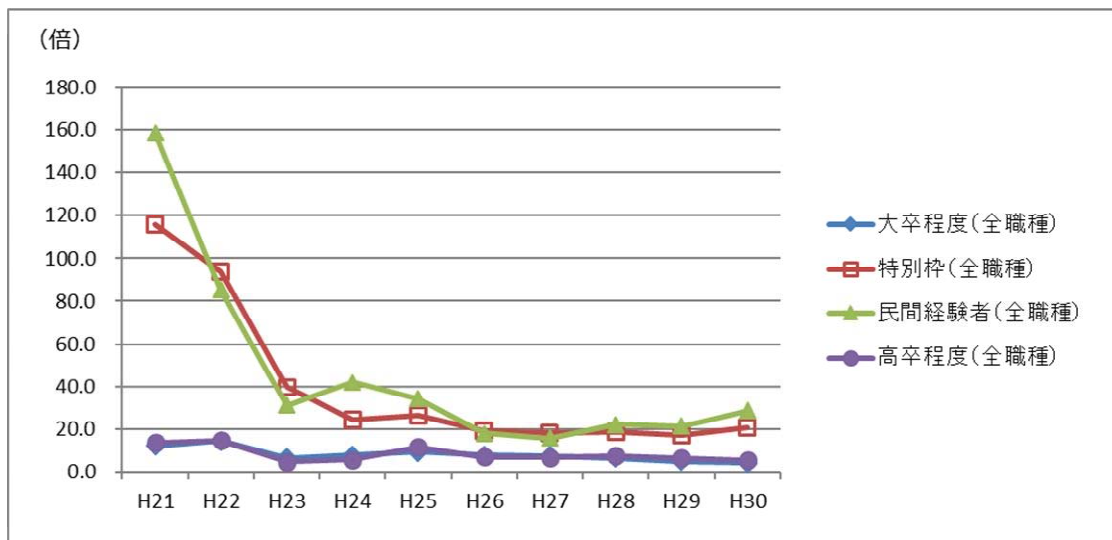
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移

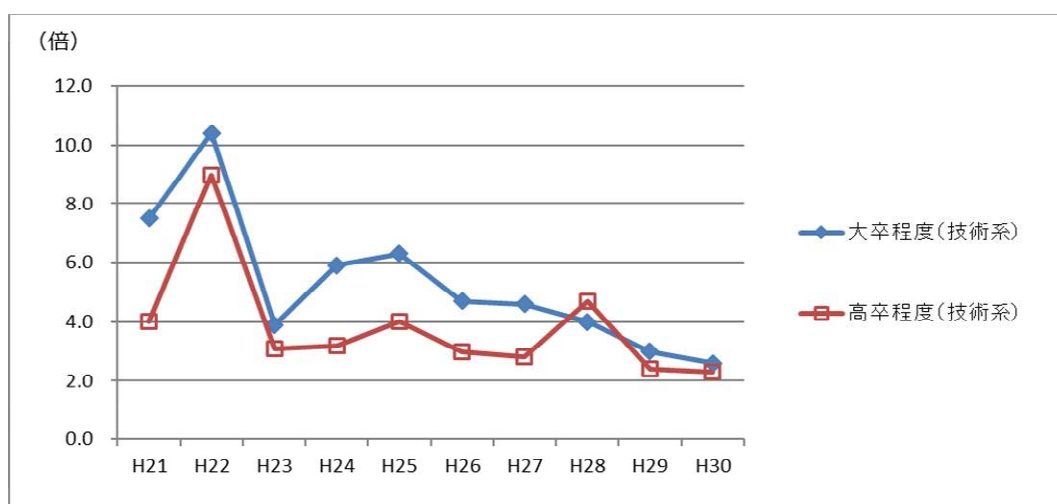


このため、本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材をより多く獲得できるよう、任命権者と連携しながら、セミナーの開催や先輩職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に積極的に取り組んでいる。

例えば、平成 30 年度には土木系業務を対象に、初めて技術系職種の現場見学会を開催し、令和元年度の大学卒業程度試験の総合土木職の合格倍率が前年度の 1.4 倍から 2.7 倍に増加するなど、一定の成果も見られる。

しかし、総合土木職を含む技術系職種の合格倍率は、依然、低倍率で推移していることから、引き続き、技術系職種を希望する学生等に本県の取組や職務の魅力を発信していく必要がある。

図表 5 技術系職種の合格倍率の推移



なお、人材の確保とともに人材の育成も重要である。任命権者においては、引き続き、各職位に求められる姿勢・能力の適時適切な時期での取得に資する研修、例えば、能力育成期の研修、各階層の政策形成やマネジメントなどに必要な研修を推進する必要がある。また、多様な人材の多様な活躍に資するよう、各種キャリアデザイン研修や職場研修（OJT）の充実・強化に努めていく必要がある。

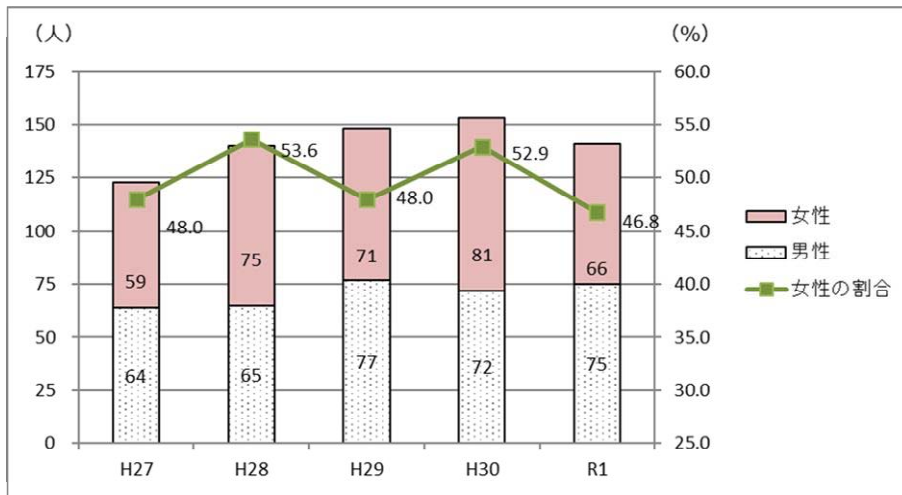
イ 女性職員の登用

近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、平成 31 年 4 月における職員に占める女性職員の割合は 40.1%となっている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定された佐賀県特定事業主行動計画においては、令和 2 年度までに課長級以上の職員に占める女性職員の割合を 12%以上とするよう数値目標が設定されているが、平成 31 年 4 月現在では 12.4%であり、この目標は達成している。

任命権者においては、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会、女性職員の活躍推進セミナー、女性職員の自律的な成長を促すための管理職マネジメント研修などに取り組んでいるが、今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や人材育成、働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者における女性の割合



ウ 会計年度任用職員制度の導入

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、令和2年4月から、新たに会計年度任用職員制度が導入されることとなっており、本県においては、令和元年10月に会計年度任用職員制度の導入に必要な関連条例の整備が行われたところである。

令和元年の人事院報告で非常勤職員に新たに夏季休暇を設けることとされたこと等を踏まえ、勤務条件等に関する関係規則・要綱等の整備及び制度の周知を遺漏なく進め、円滑に会計年度任用職員制度を導入していく必要がある。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員の人事評価を公正に行い、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされており、さらに、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないことが明記されている。

また、能力・実績に基づく人事管理を推進することは、職員のモチベーションを高めるとともに、組織全体を活性化させ、さらには、人材育成にも活かしていくことが期待できる。

そのため、任命権者において、早急はその取組を進めていく必要があるが、一部任命権者においては、その取組が遅れている。

また、この取組を推進するにあたり、人事評価制度の公平性・透明性を確保し、その信頼性を高めていくことが極めて重要である。

(3) 勤務環境の整備

職員一人一人が健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、勤務環境の整備が重要である。

ア 長時間労働の縮減及び年次休暇の取得促進

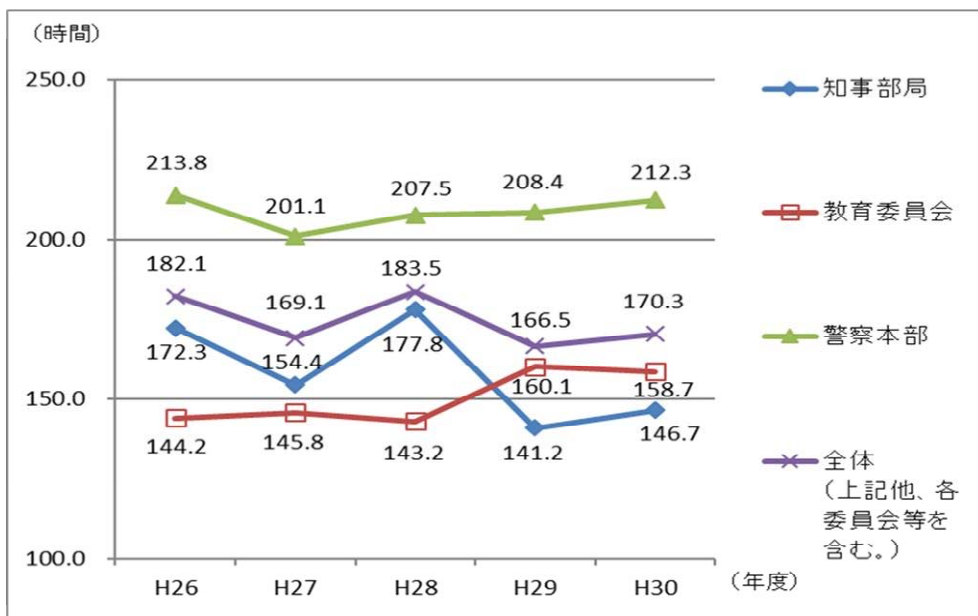
(ア) 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保などに影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも関わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

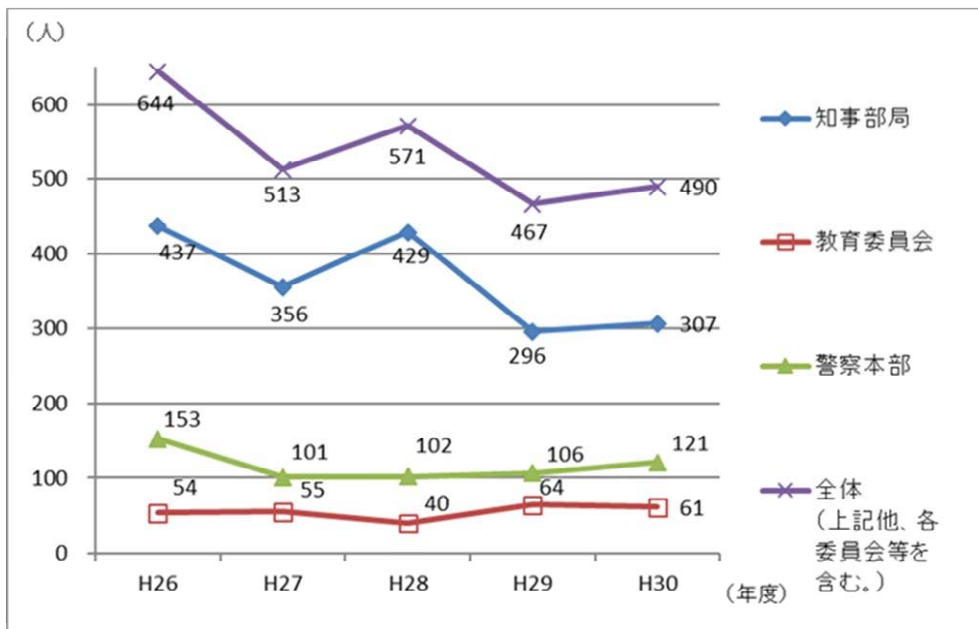
平成 30 年度の職員一人当たりの年間時間外勤務等の時間数の状況を見ると、平成 30 年 7 月豪雨災害への対応等により、全体では 170.3 時間（平成 29 年度 166.5 時間）となり増加している（図表 7 参照）。

また、年間の時間外勤務等の時間数が 360 時間を超えた職員も全体で 490 人（平成 29 年度 467 人）となり増加している（図表 8 参照）。

図表 7 職員一人当たりの年間時間外勤務等時間数の推移



図表 8 年間時間外勤務等時間が 360 時間を超える職員数の推移



時間外勤務等の縮減については、これまで様々な取組が講じられてきたところであるが、平成 30 年 10 月からパソコンのログオン・ログオフによる出退勤管理を導入する新たな取組を行うとともに、令和元年 5 月には時間外勤務等縮減の新たな指標を設け、指標達成に向けた取組が進められている。

また、平成 31 年 4 月からは、時間外勤務等を行うことができる上限を規定し勤務時間の管理

を行っており、条例及び人事委員会規則等に基づき、適切に運用する必要がある。

任命権者においては、これらの時間外勤務等の縮減の取組を継続しながら、自らが強力なリーダーシップを発揮し、管理職員のマネジメント力の強化を図るとともに、組織全体として更なる業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

(イ) 学校現場における教育職員の長時間労働の縮減

OECD 国際教員指導環境調査（2018 年）や文部科学省教員勤務実態調査（平成 28 年度）等において、学校現場における教育職員の長時間労働が常態化していることが指摘されている。

文部科学省は、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、平成 31 年 1 月に公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定するとともに、平成 31 年 3 月に都道府県教育委員会等へ、学校における働き方改革に関する取組の徹底について通知している。

県教育委員会においては、長時間勤務の縮減に向けた指針となる「学校現場の業務改善計画」に基づき、休暇を取得しやすい環境を整備するため、夏季休業中における学校閉庁日の設定、学校現場の様々な課題に対応するために、教育行政職の参画や専門スタッフの配置、学校を対象とした照会や会議、研修の精選、ICT を活用した業務改善・効率化の推進を行うなど、教育職員の負担軽減を図るための取組が進められている。

また、部活動についても、佐賀県と県教育委員会において、平成 30 年 8 月に策定された「運動部活動の在り方に関する方針」で、適切な休養日等の目安を示すとともに、公立中学校へ部活動指導員を新たに配置し効果的な活用について検証するなど、部活動運営の適正化に向けた取組を進めており、文化部活動においても上記方針に準じた取扱いを行っている。

さらに、県教育委員会は、教育職員の勤務時間の算出の考え方を統一し、勤務時間の状況の分析及び働き方改革の進捗状況の把握に努めるなど、長時間労働の是正に向けて、市町教育委員会と連携した取組を進めることとしている。

今後とも、質の高い教育を持続的に実践していくため、国等の動向を注視しながら、市町教育委員会とも連携し、これまで以上に本県の実情に応じた実効性のある学校現場の多忙化解消に取り組むことが極めて重要である。

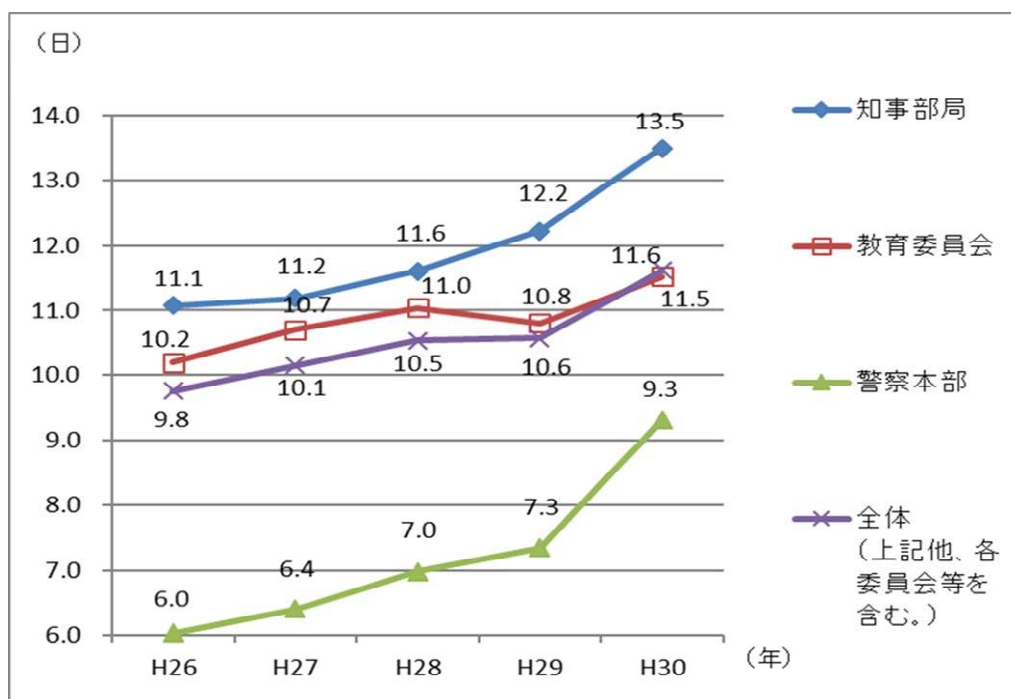
(ウ) 年次休暇の取得促進

平成 30 年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、11.6 日となっており、4 年連続で増加した（図表 9 参照）。

任命権者においては、これまで大型連休や夏季、冬季における計画的な年次休暇の取得促進等に取り組んできたが、これに加え、知事部局及び教育委員会（教育庁及び教育センター）は、令和元年 5 月に、働き方改革の指標の一つとして、年次休暇の取得日数を年 14 日以上に設定したところである。

今後とも、職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的・連続的な取得促進に努める必要がある。

図表9 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



イ 夏季休暇の拡充

本県においては、心身の健康の維持及び増進や家庭生活の充実を図るために、7月から9月までの期間に、3日間の夏季休暇が設けられているところである。

各都道府県の夏季休暇の状況を見ると、3日が4団体（うち本県を含む。）、4日が4団体、5日が32団体、6日が7団体である。

特に、九州各県においては、本県と宮崎県が3日、福岡県は6日、その他5県は5日であり、夏季休暇5日以上がほとんどである。

また、学校における働き方改革に関する取組として、教育職員が確実に休日を確保できるよう、夏季休業期間において一定期間の学校閉庁日を設ける等の取組が全公立学校で実施されており、現在、当該学校閉庁日には週休日の振替や夏季休暇、年次休暇の取得により対応しているが、特別休暇である夏季休暇の日数を拡大することで、より柔軟な対応が可能となる。

加えて、近年、就職活動をする学生において、長時間労働の是正や休暇制度の充実などの勤務環境への関心の高まりがみられることから、夏季休暇の日数の拡大は、国や他の地方公共団体との人材確保競争においても寄与するものと考えられる。

こうしたことから、任命権者においては、夏季休暇の日数を3日から5日以上に拡大することについて検討を進めるとともに、併せて、夏季休暇の取得促進の観点から、取得時期についても検討を行う必要がある。

ウ 職員の健康管理

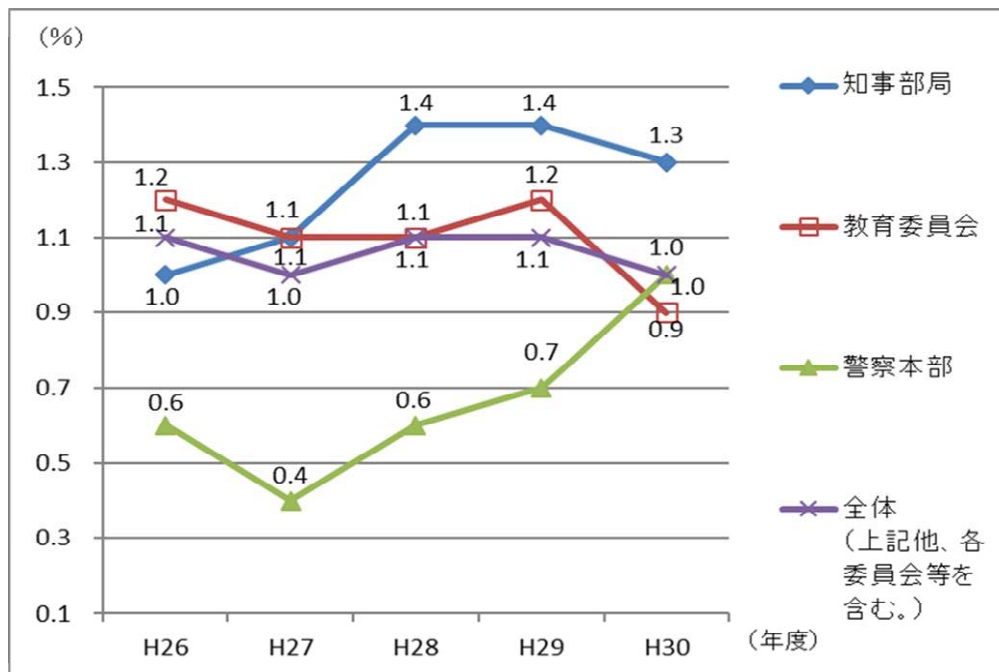
職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

平成30年度における30日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は、全職員の1.0%(134人)であり、ここ数年は全職員の1.0%前後で推移している(図表10参照)。また、長期の病気休暇取得者や病気休職者における心の健康の問題を理由とした者の

割合は、それぞれ 44.0%、71.1%にのぼる。

職員のメンタル不調を未然に防止するため、任命権者は、今後も引き続き、ストレスチェックをすべての職員が受検するよう勧奨を行い、職員が早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果を利用した職場環境の改善に取り組んでいく必要がある。

図表 10 全職員における心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の割合の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、平成 30 年 6 月の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の改正に伴い、平成 31 年 4 月からは、面接指導の対象となる時間数が月 100 時間超から月 80 時間超に引き下げられるとともに、管理監督者も含めた労働者の労働時間の把握や産業医に対する長時間労働者の業務状況に関する情報提供等が事業者に義務付けられた。

本県においても、管理職員を含めた職員の勤務時間を客観的な方法により適正に把握するとともに、産業医に対し職員の勤務時間等の健康管理に必要な情報を提供し、適正な面接指導を実施すること等により、健康リスクが高い職員を見逃さないようにする必要がある。

特に、令和元年 8 月の豪雨災害といった緊急時対応の場合、昼夜を問わず、多くの職員が平常時と異なる災害対応や被災地支援業務に従事することから、職員自身が疲労を意識しないまま体調不良に陥ることもあるため、普段以上に職員の心身の状態に十分配慮する必要がある。

任命権者においては、職員の勤務時間を適正に把握するとともに、相談体制の充実や継続的な衛生委員会の開催など、安全衛生管理の充実に引き続き取り組む必要がある。

エ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実及び取得促進を図ってきたところであり、特に、知事部局においては、テレワークを推進するとともに、産休・育休期間中において、一般職員を代替職員として一部、配置している。

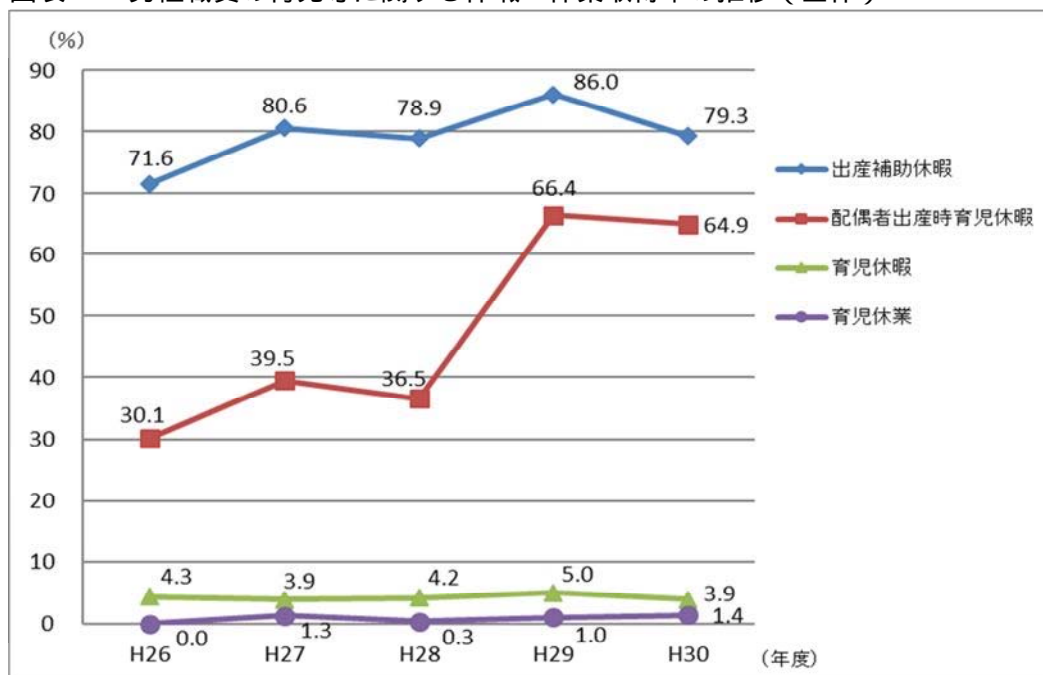
しかしながら、平成 30 年度における取得率は、全体では、出産補助休暇については 79.3%（平成 29 年度 86.0%）、配偶者出産時育児休暇については 64.9%（同 66.4%）と平成 29 年度に比べ減少している。

特に、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇においては、知事部局の取得率はそれぞれ 95.1%、88.9%、警察本部はそれぞれ 97.3%、97.3%であるが、教育委員会においては、それぞれ 59.8%、32.0%と低い状況にある。

また、育児休暇や育児休業についても、それぞれ 3.9%、1.4%と低い水準にとどまっている（図表 11 参照）

任命権者においては、対象職員への周知はもちろんのこと、男性職員が気兼ねなく取得できるよう業務分担や人員配置の変更等の措置を管理職員が積極的に講じるなど、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成できるよう、職員が支援制度を利用しやすい環境づくりを引き続き推進していく必要がある。

図表 11 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



また、不妊・不育治療と仕事の両立も重要な課題であり、引き続き国等の状況を注視しつつ、不妊・不育治療を受けやすい職場環境づくりについて検討する必要がある。

さらに、多様で弾力的な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものであり、これに関しても、国や他の都道府県の状況等を参考にしながら、引き続き検討していく必要がある。

オ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格・尊厳を侵害し、働く意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為であり、ハラスメントを受けた職員だけでなく、

職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

また、ハラスメントは、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのほか、マタニティ・ハラスメント、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力であるモラル・ハラスメント、顧客等から著しい迷惑行為を受けるカスタマー・ハラスメント、性的指向や性自認に関するハラスメントなど、多種多様にわたっており、職場においても、こうしたハラスメントは顕在化しない場合が数多くあることから、社会的課題となっている。

令和元年5月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等」の改正により、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止対策の強化等の措置が講じられることになり、今後、国において、労働政策審議会での審議を踏まえ、事業主が講ずべき措置等に関する指針が定められることとなっている。

任命権者においては、上記指針等を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策に加え、パワー・ハラスメントに関する相談体制を整備するとともに、非常勤職員等を含むすべての職員がハラスメントへの理解を深めることができるよう職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことはもとより、相談窓口の充実や利用促進など、良好な職場環境づくりを引き続き推進していく必要がある。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化が急速に進展する中において、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠である。

高齢層職員の能力及び経験を活用するため、本県はこれまで再任用により対応してきており、平成31年4月1日現在の再任用職員数は、485人と平成30年度に比べて18.6%増加している状況で、今後も再任用職員の増加が見込まれる。

そうした中、人事院は、平成30年8月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行うとともに、令和元年の「公務員人事管理に関する報告」の中で、意見の申出を踏まえ、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請を行ったところである。

地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されている。

本県においては、今後も、法制整備の状況を含めた国の動向を注視していくとともに、定年の引上げに係る任用や給与の在り方など本県独自の様々な課題について、引き続き具体的に検討を進めていく必要がある。

図表 12 令和元年度の再任用の状況

(単位：人)

| | | 計 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 |
|------------------|-------|-----|------|-------|------|
| | | | | | |
| 令和元年度再任用職員数 | | 485 | 133 | 322 | 30 |
| 内訳 1 | フルタイム | 293 | 7 | 256 | 30 |
| | 短時間 | 192 | 126 | 66 | 0 |
| 内訳 2 | 継続 | 313 | 98 | 197 | 18 |
| | 新規 | 172 | 35 | 125 | 12 |
| 平成 30 年度未定年退職者総数 | | 417 | 92 | 286 | 39 |

(5) 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行っているが、懲戒処分件数は、平成 30 年度は 8 件（知事部局 3 件、教育委員会 4 件、警察本部 1 件）となっている。こうした一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為は、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のために必要な研修や啓発を実施するなど実効性のある取組を引き続き徹底していく必要がある。

3 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等

次表(1)及び(2)のとおり給与関係規則及び運用通知の制定、改正又は廃止を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行(適用年月日) | 規則名 | 概要 |
|------|----------|-------------------------|-------------------------------------|---|
| 14 | H31.4.12 | H31.4.12 (H30.12.25) | 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 | 人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、防疫等作業手当の支給対象となる作業の改正を行った。 |
| 1 | R1.5.7 | R1.5.8 | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年5月8日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。 |
| 2 | R1.5.7 | R1.5.8 | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年5月8日付け組織改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の改正を行った。 |
| 5 | R1.5.31 | R1.5.31 | 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 | 天皇の退位等に関する皇室典範特例法が施行されたことに伴い、人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、警務作業手当の支給対象となる身辺警護等作業の対象者の改正を行った。 |
| 8 | R1.9.27 | R1.9.27 | 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 人事評価の昇給への反映について、本県の実情を踏まえ評価結果をより適正に反映させるため、所要の改正を行った。 |
| 9 | R1.11.22 | R1.11.25 | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年11月25日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。 |
| 10 | R1.11.22 | R1.11.25 | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年11月25日付け組織改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の改正を行った。 |
| 13 | R1.12.6 | R1.12.14 | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部が改正されたこと等に伴い、基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当又は勤勉手当を支給されない職員の規定についての改正を行った。 |

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行 (適用年月日) | 規則名 | 概要 |
|------|----------|--|-------------------------------------|---|
| 17 | R1.12.19 | R1.12.19 (R1.12.1) | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員給与条例の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、令和元年12月期に支給する勤勉手当の成績率の上限の改正を行った。 |
| 18 | R1.12.19 | R1.12.19 (H31.4.1) | 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員給与条例の一部改正により、給料月額が改定されることに伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行った。 |
| 3 | R2.3.23 | R2.3.23 R2.3.31 R2.4.1 (R2.2.1(一部)) | 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正により、以下の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県立総合看護学院の廃止に伴う所要の改正 ・防疫等作業手当の支給対象となる作業に、豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししに係る作業を追加 ・条例第7条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める感染症に「人事委員会がこれらに相当すると認める感染症」を追加 ・用地交渉従事手当について、企業立地課に勤務する職員を対象に追加 ・航空機搭乗作業手当について、支給対象となる作業及び手当の額等について規定 ・爆発物の処理作業に係る警務作業手当の額を1件につき5,200円と規定 ・その他所要の改正 |
| 7 | R2.3.31 | R2.4.1 | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 令和2年4月1日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。 |

| 規則 番号 | 公 布 年月日 | 施行 (適用年月日) | 規 則 名 | 概 要 |
|----------|------------|---------------|---|---|
| 8 | R2.3.31 | R2.4.1 | 期末手当及び勤勉手当 に関する規則の一部を 改正する規則 | 令和2年4月1日付け組織改正等並び に佐賀県職員給与条例等の一部改正及 び佐賀県公立学校職員給与条例の一部 改正等に伴い、以下の改正を行った。 ・ 基準日前1箇月以内の退職者等で期末 手当を支給されない職員に、佐賀県会 計年度任用職員の報酬等に関する条例 に基づき期末手当が支給されることと なる職員を追加 ・ 期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算 を受ける管理又は監督の地位にある職 員の改正 ・ 令和2年6月期以降の勤勉手当の成績 率の上限を改正 |
| 10 | R2.3.31 | R2.4.1 | 佐賀県職員の初任給、 昇格、昇給等の基準に 関する規則の一部を改 正する規則 | 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改 正により、高等学校等教育職給料表及び 中学校・小学校教育職給料表の号給が増 設されることに伴い、昇格時号給対応表 及び降格時号給対応表の改正を行った。 |

(2) 運用通知の制定又は改正等

| 通知番号 | 通知年月日 | 適用年月日 | 通知名 | 概要 |
|------------|----------|----------|---|---|
| 人委 214 | R1.5.31 | R1.5.31 | 警務作業手当の運用通知の一部改正について | 警務作業手当の身辺警護等作業について、「人事委員会が定める皇族」から文仁親王を削除する改正を行った。 |
| 人委 658 | R1.9.27 | R1.9.27 | 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について | 人事評価の昇給への反映について、本県の実情を踏まえより適正に昇給へ反映させるため、所要の改正を行った。 |
| 人委 898 | R1.12.6 | R2.4.1 | 運用通知の一部改正について | 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されたことに伴い、育児休業から職務に復帰した会計年度任用職員については、以下の運用通知の適用から除くこととした。 ・復職時等における号給の調整の運用について |
| 人委 891 | R1.12.6 | R1.12.14 | 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、所要の改正を行った。 |
| 人委 952 | R1.12.19 | R1.12.1 | 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について | 令和元年12月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合の改正を行った。 |
| 人委 1120 | R2.2.13 | R2.2.13 | 現に属する職務の級に1年以上在級していない職員を昇格させる場合の取扱いについて | 現に属する職務の級に1年以上在級していない職員を、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則で定める級別資格基準表においてその資格基準が「別に定める」こととされている職務の級へ昇格させようとする場合に、当該職務の級に対応する級別職務区分表の職務の級欄に掲げる職にその者を任用するときは、規則第20条第3項ただし書の規定によりその者を昇格させることができることとした。 |
| 人委 1207 | R2.2.26 | R2.4.1 | 扶養手当の運用についての一部改正について | 扶養手当に関する特例が、令和2年3月31日で終了することに伴い、以下の改正を行った。 ・関係規定の削除 ・扶養親族届の様式の改正 |

| 通知番号 | 通知年月日 | 適用年月日 | 通知名 | 概要 |
|------------|---------|---------|--------------------------------------|--|
| 人委 1206 | R2.2.26 | R2.2.26 | 扶養手当の運用について等の一部改正について | 災害その他職員の責めに帰することができない事由に係る届出の取扱いに関し、以下の関係運用通知について、所要の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養手当の運用について ・住居手当の運用について ・通勤手当の運用について ・単身赴任手当の運用について |
| 人委 1316 | R2.3.23 | R2.2.1 | 防疫等作業手当の運用について | 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則第6条第3項の「人事委員会がこれらに相当すると認める感染症」として新型コロナウイルス感染症を定めた。 |
| 人委 1317 | R2.3.23 | R2.4.1 | 警務作業手当の運用通知の一部改正について | 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正に伴い、警務作業手当（航空機搭乗作業）の「特に危険または困難を伴うと人事委員会が認める業務」について、新設される航空機搭乗作業手当の規定に合わせる等とする等の改正を行った。 |
| 人委 1355 | R2.3.26 | R2.4.1 | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第2項第3号の基準による人事委員会の承認を受けた学校の特別な事情について、毎年及び当該事情に変動があった場合に人事委員会への報告を必要とすることとした。 |
| 人委 1319 | R2.3.31 | R2.4.1 | 運用通知等の一部改正について | 令和2年4月1日付け組織改正等並びに令和元年給与勧告及び給与条例等改正に伴い、以下の運用通知の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当及び勤勉手当の運用について ・初任給調整手当の運用について |
| 人委 1324 | R2.3.31 | R2.4.1 | 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについて | 佐賀県立総合看護学院の廃止に伴い、係長級の職にある職員のうち、期末手当及び勤勉手当にかかる役職段階別加算が100分の10となる職員として人事委員会が認める職員から、総合看護学院の教務主任を削除することとした。 |

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

| 部 局 | | | 条 項 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 | | | | |
|-------|------|------|--------|---------------------|--------|-----------------|-----------------|--------|
| | | | | 第 17 条 | 第 18 条 | 第 20 条 第 3 項 | 第 24 条 第 3 項 | 第 52 条 |
| 知事部局 | | | | 人 | 人 | 1人 | 人 | 4人 |
| 教育委員会 | 教育庁 | | | | | | | |
| | 学 校 | 教育職員 | 県立学校 | | | | | |
| | | | 中学校 | | | | | |
| | | | 小学校 | | | | | |
| | | | 義務教育学校 | | | | | |
| | | 一般職員 | | | | | | |
| 警察本部 | 警察官 | | | | | | | |
| | 一般職員 | | | | | | | |
| 計 | | | | | 1 | | 4 | |

(注 1) 第 17 条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第 18 条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第 20 条第 3 項：昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第 24 条第 3 項：降格となった職員の号給の決定

第 52 条：特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合の承認

(注 2) 各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

| 労働基準法 別表第 1 の 事業区分 | 該 当 事 業 場 | | | |
|--------------------------|------------|--------------------|-------|-------|
| | 任 命 権 者 | | | |
| | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | そ の 他 |
| 第 12 号 | 消防学校 | 教育センター | 警察学校 | |
| | 自治修習所 | 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く) | | |
| | 公文書館 | | | |
| | 博物館 | | | |
| | 九州陶磁文化館 | | | |
| | 美術館 | | | |
| | 名護屋城博物館 | | | |
| | 佐賀城本丸歴史館 | | | |
| | 図書館 | | | |
| | 環境センター | | | |
| | 衛生薬業センター | | | |
| | 窯業技術センター | | | |
| | 工業技術センター | | | |
| | 産業技術学院 | | | |
| | 上場営農センター | | | |
| | 農業試験研究センター | | | |
| | 農業大学校 | | | |
| | 果樹試験場 | | | |
| | 茶業試験場 | | | |
| | 畜産試験場 | | | |
| | 水産振興センター | | | |

| 労働基準法 別表第1の 事業区分 | 該 当 事 業 場 | | | |
|----------------------------------|---|--------------|---|--|
| | 任 命 権 者 | | | |
| | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | そ の 他 |
| | 高等水産講習所 林業試験場 | | | |
| 労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業 | 本庁 首都圏事務所 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福 祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域 生活リハビリ課を 除く) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除セン ター 家畜保健衛生所 | 教育庁 教育事務所 | 警察本部(自動車 整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察 隊 機動隊 警察署 | 議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員 会事務局 |

(2) 労働基準監督機関の職権行使

令和元年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

| 処 理 事 項 | 知事部局 | 教 育 委 員 会 | 警察本部 | その他 | 計 |
|-----------------------------|------|--------------|------|-----|----|
| 解 雇 予 告 除 外 認 定 | 1 | 2 | | | 3 |
| 3 6 協 定 届 | 25 | 49 | 1 | | 75 |
| 断続的な宿直又は日直の許可 | | | | | |
| 監視・断続的労働従事者の 適 用 除 外 許 可 | 1 | | | | 1 |
| 第一種圧力容器廃止報告 | | | | | |
| ボイラー廃止報告 | | | | | |
| 有機溶剤中毒予防規則の 一 部 除 外 認 定 | | | | | |

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る令和元年度中の検査等の状況は次のとおりである。

| 特定機械の種類 | 検査等の項目 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | その他 | 計 |
|----------|--------|------|-------|------|-----|---|
| ボイラー | 落成検査 | | | | | |
| | 使用再開検査 | | | | | |
| | 性能検査 | 1 | 2 | | | 3 |
| | 休止中 | | 1 | | | 1 |
| 圧力容器 第一種 | 落成検査 | | | | | |
| | 使用再開検査 | | | | | |
| | 性能検査 | 3 | 6 | | | 9 |
| | 休止中 | | | | | |
| ゴンドラ | 落成検査 | | | | | |
| | 使用再開検査 | | | | | |
| | 性能検査 | 1 | | | | 1 |
| | 休止中 | | | | | |

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良い勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

a 調査実施期間

令和元年6月～令和元年12月

b 調査実施事業所数

| 項目 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | その他 | 計 |
|-------|------|-------|------|-----|----|
| 事業場調査 | 9 | 12 | 2 | 1 | 24 |

c 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、病気休暇・病気休職の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

d 調査結果

時間外勤務記録の乖離、男女別休養室の不備、小型ボイラー取扱業務に係る特別教育の未実施、有機溶剤の人体に及ぼす影響等の表示の不備、有機溶剤の区分表示の不備、保護衣等の不備等の事務処理の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表(1)(2)及び(3)のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行又は適用年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|---------|-----------|---|---|
| 12 | R1.12.6 | R2.4.1 | 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則 | 新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、同条例第24条の3において、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、人事委員会規則の定める基準に従い任命権者が定めるとされたことから、当該基準を定めた。 |
| 4 | R2.3.23 | R2.4.1 | 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、常勤の職員について夏季休暇が拡充されたことに準じて、以下の改正を行った。 (1)対象職員：6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員(第1号会計年度任用職員で勤務日数が47日/年以下のものは除く。) <p style="margin-left: 2em;">日 数：原則連続5日 取得期間：7月～10月</p> (2)その他所要の改正を行った。 |
| 5 | R2.3.27 | R2.4.1 | 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 | 新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、佐賀県職員の育児休業等に関する条例が改正されたことにより、以下の改正を行った。 (1)育児部分休業をすることができる非常勤職員の範囲を定めることとした。 (2)会計年度任用職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額の減額について、所要の改正を行った。 |
| 6 | R2.3.30 | R2.4.1 | 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 休憩時間の一齐付与適用除外手続きの見直しに伴い、以下の改正を行った。 (1)人事委員会は休憩時間を一齐に与えないことができる公署の条件を定め、任命権者は休憩時間を一齐に与えないこととする職員の範囲、休憩時間の与え方をあらかじめ定める。 (2)その他所要の改正を行った。 |

(2) 告示の制定又は改正等

なし

(3) 運用通知の制定又は改正等

| 通知番号 | 通知年月日 | 施行年月日 | 通知名 | 概要 |
|--------|---------|--------|-----------------------------------|--|
| 人委1319 | R2.3.31 | R2.4.1 | 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正されたことにより、所要の改正を行った。 |

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正等

職員の退職管理に関する規則の改正は、令和元年度はなかった。

(2) 運用通知の制定又は改正等

職員の退職管理に関する規則の運用通知の改正は、令和元年度はなかった。

(3) 再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、令和元年度はなかった。

公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、令和2年3月31日現在で7市10町21一部事務組合2広域連合(計40団体)である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、令和元年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び令和2年3月31日現在係属している事案は以下のとおりである。

(1) 措置要求の処理状況

| 区分 | 平成30年度末 (H31.3.31) 係属件数 | 令和元年度中 申立件数 | 令和元年度中 処理件数 | 令和元年度末 (R2.3.31) 係属件数 |
|------|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 措置要求 | 1 | 0 | 1 | 0 |

(2) 令和元年度処理の結果

| 事案名 | 審査等の状況 |
|-----------------|--------------|
| 平成31年公委(措)第1号事案 | 却下 令和元年5月10日 |

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、令和元年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び令和2年3月31日現在係属している事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から令和元年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数

| 区分 | 平成30年度末 (H31.3.31) 継続件数 | 令和元年度中 受付件数 | 令和元年度中 処理件数 | 令和元年度末 (R2.3.31) 継続件数 |
|------------|-------------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 任用関係 | | | | |
| 給与関係 | | 1 | | 1 |
| 勤務条件・服務関係 | | 2 | 1 | 1 |
| 厚生・福祉関係 | | | | |
| 公平審査関係 | | | | |
| 各種ハラスメント関係 | | | | |
| その他 | | | | |
| 計 | | 3 | 1 | 2 |

(2) 苦情相談の処理区分

| 区 分 | 令和元年度中 処理件数 |
|--------------|----------------|
| 制度等の説明 | |
| 事情聴取 | 1 |
| 事情を聴取し、助言 | |
| 当局等との話し合いの勧奨 | |
| 相談内容を当局に伝達 | |
| 当局に調査の申し入れ | |
| 当局から調査結果の報告 | |
| 相談者へ調査結果の伝達 | |
| その他 | |
| 計 | 1 |

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。令和元年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

| 規則 番号 | 公 布 年月日 | 施行又は 適用年月日 | 規 則 名 | 概 要 |
|----------|------------|---------------|--|--|
| 4 | R1.5.21 | R1.5.21 | 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 名称を変更した職 (嬉野市) 本庁 市長部局(会計課を含む。)の「総務課副課長」「総務・防災課副課長」、「総務課主任(人事、職員団体担当に限る。)」 「総務・防災課主任(人事、職員団体担当に限る。)」 |
| 6 | R1.5.31 | R1.5.31 | 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 新たに指定した職 (玄海町) 本庁 農業委員会事務局の「局長」 名称を変更した職 (武雄市) 本庁 教育委員会事務局の「教育部長」「部長」 指定から除外した職 (武雄市) 出先機関 支所の「支所長」、「課長」 (小城市) 本庁 市長部局(会計局を含む。)の「総合戦略課副課長」 (玄海町) 本庁 町長部局(会計室を含む。)の「統括監」 農業委員会事務局の「課長」 |

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

| 職員団体の名称 | 所在地 | 代表者 | 登録 | | R1年度の登録事項 |
|--------------|-----------------------------------|----------------|-----|-----------|--|
| | | | 番号 | 年月日 | |
| 自治労鳥栖市職員労働組合 | 鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内 | 執行委員長 木原 智範 | 102 | S43. 4.13 | R1.8.20 役員の変更 |
| 鹿島市職員労働組合 | 鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内 | 執行委員長 永石 晃 | 106 | S42. 6.13 | R1.8.20 役員の変更 |
| 太良町職員組合 | 太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内 | 執行委員長 山口 真二 | 108 | S43. 3.29 | R1.9.11 役員の変更 R1.11.11 規約の変更 |
| 自治労武雄市職員労働組合 | 武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内 | 執行委員長 八坂 友己 | 110 | S61.11.11 | R1.9.11 役員の変更 |
| 自治労基山町職員労働組合 | 基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内 | 執行委員長 藤田 英隆 | 111 | S62. 9.11 | R1.10.2 役員の変更 |
| 多久市職員労働組合 | 多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内 | 執行委員長 森永 智大 | 115 | H 5.11.25 | H31.4.9 役員の変更 R1.5.14 役員の変更 R1.11.11 規約等の変更 |
| 小城市職員労働組合 | 小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内 | 執行委員長 高塚 誠 | 117 | H17. 4. 7 | |
| みやき町職員労働組合 | みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内 | 執行委員長 坂本 善洋 | 118 | H17. 8.25 | R1.10.4 役員の変更 |
| 白石町職員労働組合 | 白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内 | 執行委員長 矢川 靖章 | 120 | H17.12. 7 | R1.9.13 役員の変更 |